

2014

日本地震再保険の現状

Japan Earthquake Reinsurance



目次

はじめに	1
地震保険と当社	
地震保険制度発足の経緯・変遷	2
会社の特色	2
地震保険制度の概要	3
大震災への対応	4
経営について	
第3次中期経営計画	6
代表的な経営指標等	7
事業の概況	12
コーポレート・ガバナンスの態勢	13
内部統制システムに関する基本方針	13
危機管理基本方針	15
セキュリティポリシー	16
情報開示基本方針	16
環境方針	16
コンプライアンス	17
利益相反管理方針	18
反社会的勢力に対する基本方針	18
個人情報保護	19
リスク管理	20
監査・検査の体制	21
手続実施基本契約を締結している 指定紛争解決機関	21
トピックス	22
地震保険と再保険のしくみ	24
社会活動	38
資料編	
会社の概要	
会社の沿革	42
会社の組織	42
株主・株式の状況	42
株主総会議案	43
役員の状況	44
従業員の状況	45
事業の概況	
保険引受の状況	46
資産運用の状況	48
単体ソルベンシー・マージン情報	51
経理の状況	
計算書類等	53
資産・負債の明細	60
損益の明細	64
時価情報等	66
用語の解説	68

経営理念

家計地震保険制度の健全な運営を通して、
豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、
広く社会から信頼される企業を目指す。

経営方針

環境の変化に迅速・果敢
に挑戦し、公正・透明で
健全な経営を実現する。

再保険金支払い体制を万
全なものとし、大震災時
における迅速かつ的確な
対応を実現する。

社員の主体性・
チャレンジ精神を
原点において、

資産運用は、流動性と安
全性を第一義とし、それ
に収益性を加味して着実
に行う。

会社概要 《平成26年3月31日現在》

設立 : 昭和41年5月30日
資本金 : 10億円
総資産 : 5,773億円

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4階
TEL 03-3664-6074 (代表)

ホームページアドレス

<http://www.nihonjishin.co.jp>



取締役会長 若林勝三
取締役社長 入江正道

はじめに

皆様には、日頃より格別のご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

当社は、国内唯一の家計地震保険における再保険専門会社として昭和41年に設立されました。当社設立以来、これまで日本で発生した地震、噴火、津波災害に対し地震再保険金の迅速な支払いに努めるとともに、地震再保険金支払いのための資産の管理・運用について常に流動性、安全性を第一義に細心の注意を払ってまいりました。

わが国経済は、政府・日銀による大規模な金融緩和政策の導入により円安が進行、米国を中心とした海外景気の回復も相俟って輸出が増加基調を辿ったほか、企業の収益改善などを背景に設備投資が緩やかに増加しています。また、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響により景気は弱含んでいるものの、基調的には緩やかな回復を続けていくと思われまます。

東日本大震災から3年が経過しましたが、地震保険においては、引き続き、地震への備えとしての関心の高まりから契約件数が全国的に増加しており、世帯数に対する地震保険の加入状況を示す世帯加入率は平成25年度末で28.5%（暫定値）となりました。特に被災地である宮城県では世帯加入率が50%を超えた普及状況となっております。

また、地震保険契約の増加に伴い、2年ぶりに今年4月から1地震あたりの総支払限度額が6.2兆円から7兆円に引き上げられました。

このような状況の中、当社は平成24年度からスタートしました第3次中期経営計画において、巨大地震・連続地震に対応した施策や「首都直下地震における当社被災時を想定した事業継続計画(BCP)の強化」などの施策を中心に確実に実行に移してまいりました。

今年6月には地震保険誕生のきっかけとなった新潟地震から50年が経過しました。当時の地震災害を教訓に、「被災者の生活安定に資すること」を目的として地震保険制度の創設と当社が設立されたわけですが、その後、約半世紀にわたり、多くの地震や噴火、津波の災害に対し役割を果たしてまいりました。

また、来年1月は、阪神・淡路大震災から20年を迎えます。この大震災をはじめ平成26年度は過去に起こったさまざまな地震災害の節目の年となります。

当社では、これからも家計地震保険制度の健全な運営を通して、制度の充実・発展に積極的な役割を發揮し、ステークホルダーの皆様からより一層信頼される会社を目指す所存です。

皆様におかれましては、変わらぬご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

平成26年7月

日本地震再保険株式会社

取締役社長

入江 正道

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯・変遷

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生が不確実であることや巨大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律に基づいて家計地震保険(注)制度が発足し、当時の損害保険会社20社の出資で、当社が設立されました。

(注) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別していません。地震保険についても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

<家計地震保険制度の変遷>

昭和41年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足(全損のみ補償)

昭和55年 補償範囲の拡大(全損に加え、半損も補償)

平成3年 補償範囲の拡大(全損・半損に加え、一部損も補償)

平成8年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度引上げ

平成13年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入

平成19年 保険料改定(算出手法の全面的な見直し)、割引制度拡充

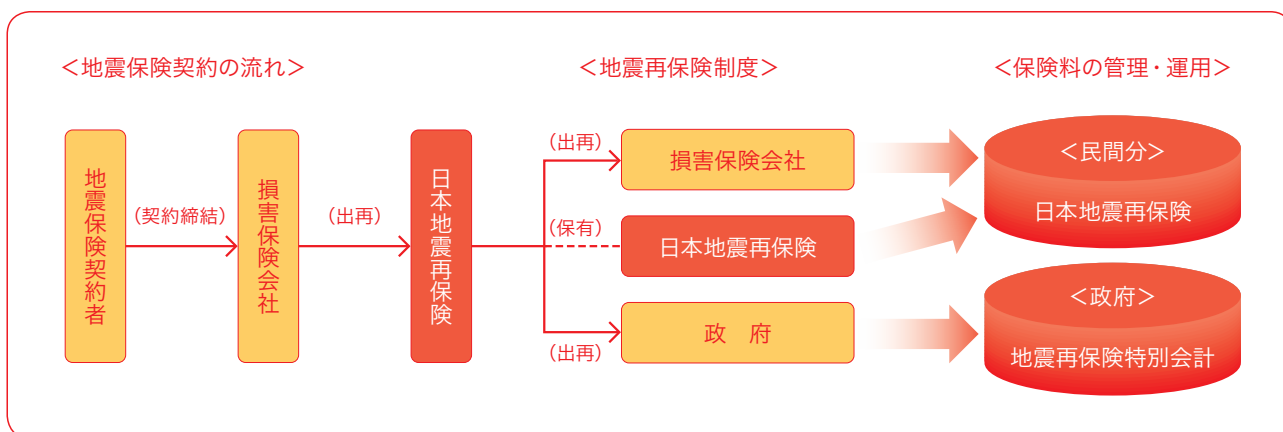
平成26年 保険料改定(震源モデルの見直し等)、割引率拡大

→ 詳細につきましては「トピックス」p22をご覧ください。

会社の特色

家計地震保険は、ご契約者に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度(いわばセーフティネット)を組んでいます。またご契約者からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社との再保険手続きを行うとともに、ご契約者からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の家計地震保険の再保険会社です。



→ 詳細につきましてはP30の「再保険のしくみ」、P68の「用語の解説」をご覧ください。

地震保険制度の概要

地震保険制度は「地震保険に関する法律」により、以下のとおり定められ運営されています。

1. 制度の趣旨	保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。 (地震保険法第1条)
2. 対象危険	地震・噴火又はこれらによる津波(以下、「地震等」という。)を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流出による損害 (地震保険法第2条) (注) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす(但し、被災地域が全く重複しない場合はこの限りでない)。 (地震保険法第3条)
3. 対象物件	住宅(店舗と併用のものを含む)、家財(1個30万円を超える貴石等の贅沢品を除く) (地震保険法第2条、地震保険法施行規則第1条)
4. 契約方法	火災保険契約に附帯(地震保険単独は不可) (地震保険法第2条) (注)火災保険契約に原則自動附帯(選択により附帯を外すことも可)
5. 付保割合	火災保険金額の30%～50%の範囲 (地震保険法第2条)
6. 保険金限度額	住宅5,000万円、家財1,000万円 (地震保険法施行令第2条)
7. 損害査定区分	全損(建物→主要構造部損壊割合50%以上)：保険金額の全額 半損(同20%以上50%未満)：同半額 一部損(同3%以上20%未満)：同5% (地震保険法施行令第1条)
8. 加入制限	大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発せられたときは、同法に基づき「地震防災対策強化地域」として指定された地域内に所在する保険の目的について、地震保険契約を締結することができない。 (地震保険法第4条の2) (注)現在、東海地震についてのみ地域指定がなされている。
9. 保険料	保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない(=利潤を含まない→ノーロス・ノープロフィットの原則)。 (地震保険法第5条) 保険料率は、危険度に応じて、地域別(都道府県)・構造別(木造・非木造)に設定。 耐震性能に応じた割引あり。
10. 政府再保険	・政府は、地震保険契約によって保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。 ・政府と民間損害保険会社(再保険会社)の再保険契約においては、「1回の地震等」当たりの官民保険責任額を定める。また、支払保険金総額が政令で定める一定額に達するまでは全額民間負担とし、一定額を超えると政令で定める割合で官民それぞれ負担するように定める(政府保険責任額については国会の議決を得る)。 (地震保険法第3条) (注)現在、3層構造(レイヤー)で官民保険責任額を定めている。
11. 総支払限度額	支払保険金総額が政令で定める一定額を超える場合には、同額の範囲内に支払保険金総額が収まるように支払保険金を同じ割合で削減することができる。 (地震保険法第4条、地震保険法施行令第4条) (注)総支払限度額は関東大震災級地震再来を前提として算出。

→ 詳細につきましてはP24からの地震保険と再保険のしくみをご覧ください。

大震災への対応

当社の重要な使命は、大震災の際、ご契約者の生活再建に向け、損害保険会社の保険金支払いをバックアップするため、迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため常勤役員と管理職により構成された震災対策委員会を常設して、大震災に備えた体制整備や訓練を毎年定期的実施しています。

また、再保険金支払いのため積み立てている資産は大震災の際に再保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性（換金性）、安全性に細心の注意を払って管理・運用しています。

具体的には次のとおりです。

震災対策委員会とその活動内容

当社は、震災対策委員会を常設し、年間計画に基づき首都直下地震を想定した緊急対応、再保険金支払演習等の訓練や震災対策マニュアルの整備点検等を実施しています。

平成25年度は、今後発生が懸念される首都直下地震にも耐えうるシステム基盤の刷新を前年度までに完了したことを受け、これを有効に活用できるようにするために実際の有事に即した演習を実施しました。

さらに本社オフィスが被災した場合を想定し、さいたま市に臨時オフィスを確保し、当社の重要業務を遂行する拠点として活用します。

<在宅での震災対策演習の実施>

休日等の就業時間外での被災を想定し、緊急性の高い業務を対象に自宅からのリモートアクセスによる在宅訓練を実施しました。安否確認と震災対策本部の立ち上げ手順の確認及び大震災発生時の重要業務である再保険金の概算払い手配を迅速かつ確実に実施することを目的としています。

今回の訓練で見えられた課題の対策とともに、さらなる訓練を重ねることで被災時には確実に業務を遂行する体制を整えてまいります。

<さいたま市に臨時オフィスを確保>

日本損害保険協会北関東支部に本社オフィスが被災し使用不可能となった際に使用するスペースを確保し、緊急性の高い重要業務が継続できる体制を整えました。

業務を遂行するのに必要な端末等の備品を完備し、リモートアクセスにより本社オフィスと同一のシステム環境下で業務の継続が可能な体制を構築いたしました。

■換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、責任に見合う運用資産は常に流動性の高い国債等の高格付けの債券を中心に安全に運用しています。また、換金時の価格変動リスクを軽減するため、債券は短期債・中期債を中心に運用しています。

■災害に備えた事前準備

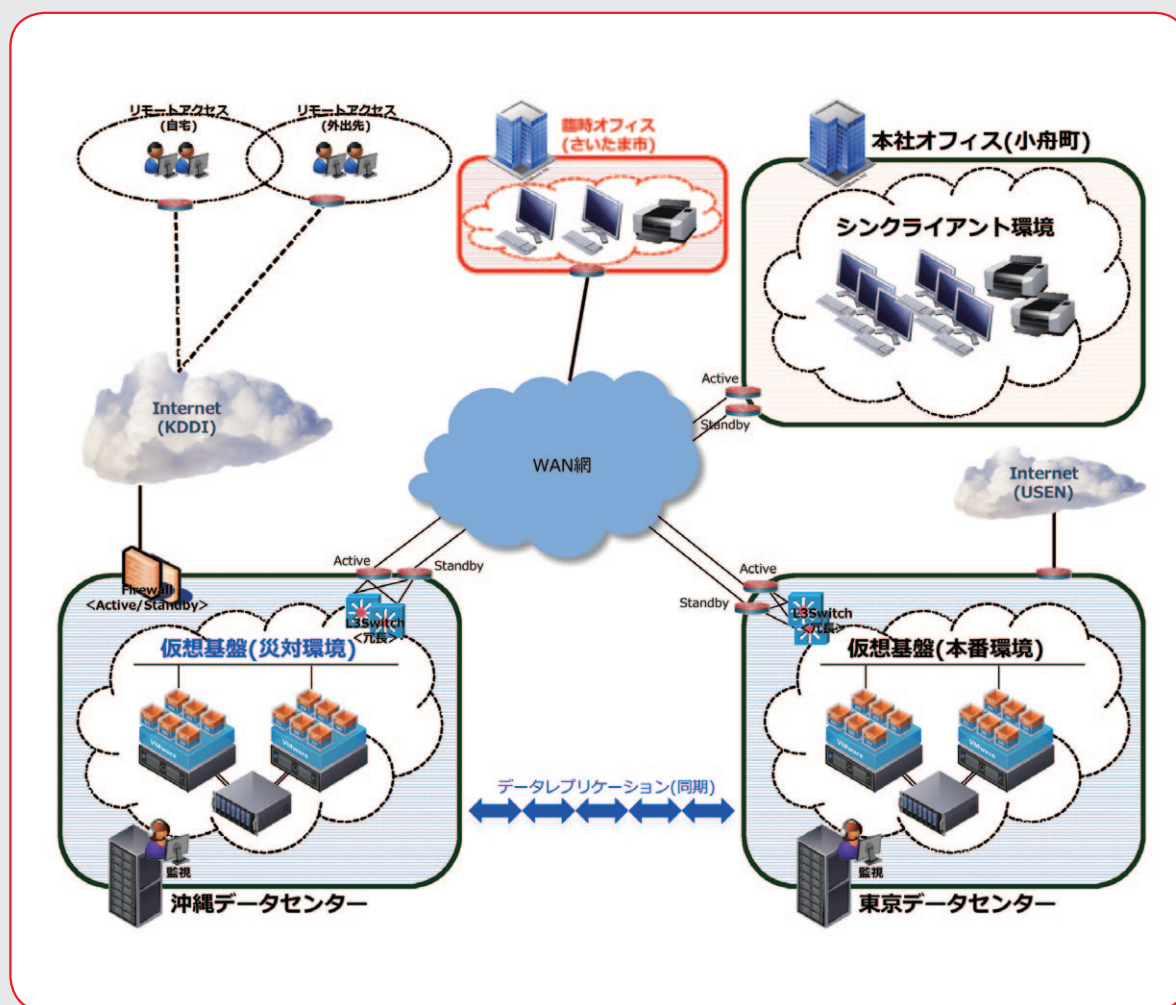
当社は、本社内に気象庁提供の緊急地震速報を受信する端末を設置し、来訪者、役員及び社員の身の安全の確保に役立てています。また、本社内の事務設備・機器等を固定するなどの耐震化をすすめています。就業時間中に被災した場合は、東京都の帰宅困難者対策条例に従い、オフィスに留まることが可能な飲料水や食料品、日用品等を必要数備蓄しています。

■首都直下地震に備えたシステム基盤

今後発生が懸念される首都直下地震に対する事業継続性を確保するため、平成25年3月、社内の全重要システムを刷新し、東京都内にある国内最高レベルの耐震性とエネルギー利用効率を誇る最新鋭データセンターに設置した仮想基盤上へ移行いたしました。さらに万全を期すため、地震による東京との同時被災の可能性が低い沖縄データセンターにバックアップシステムを設置し、通信回線によって東京ー沖縄間のデータ同期を行う仕組みを構築しました。

これに加えて、端末をシンクライアント化してデータを仮想基盤上に集約し、データの消失、情報漏洩の危険性を低減しました。あわせて社外よりインターネット経由で社内システムに接続できるリモートアクセスの仕組みを導入することにより、首都直下地震により交通網が寸断され、社員がオフィスに出勤ができない事態になっても、インターネットに接続可能な環境があれば平常時と同じシステムが利用できる環境を実現しました。

今後も、首都直下地震に対応した事業継続計画(BCP)の強化に注力していきます。



経営について

第3次中期経営計画

当社は、平成18年6月1日に創立40周年を迎え、これを機に「信頼と飛躍」をキーワードとして10年長期展望を策定し、新たなスタートを切りました。

10年を展望した当社の目指すべき将来像として以下の2つを掲げました。

- 地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮
- 地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社へ

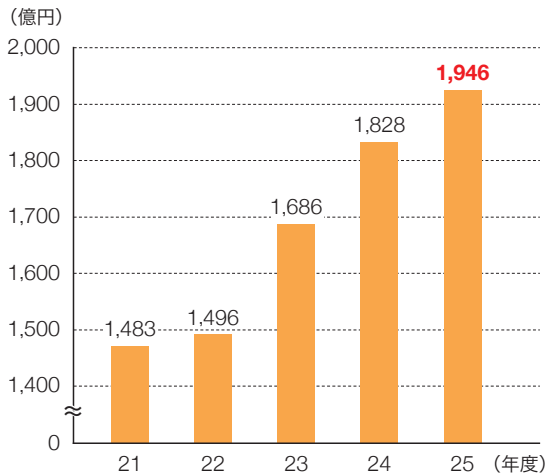
この将来像の実現を目指し、具体化に向けた中期経営計画を策定して課題に取り組んでまいりました。当年度は第3次中期経営計画の最終年度にあたります。当年度の計画は以下のとおりです。

<第3次中期経営計画 最終年度の取り組み>

10年長期展望	第3次中期経営計画(平成24年度～平成26年度)	平成26年度計画
1. 地震保険制度の適切な運営に向けた積極的な関与	1. 巨大地震・連続地震に備えた地震保険制度の信頼性・強靱性の向上	・ 損害査定費用負担のあり方の検討 ・ 適正かつ実態に即した付加率の実現
	2. 巨大地震・連続地震による資金不足に対する国の支援の明確化	・ 危険準備金枯渇時の国の支援のあり方の継続検討
	3. 地震保険の更なる普及促進に向けた積極的な取り組み	・ 地震保険の普及促進に向けた取り組み ・ 平成26年度地震保険広報への積極的な提言
2. 再保険金支払に支障の生じない仕組の構築	4. 巨大地震・連続地震に備えた業務処理態勢の強化・改善	・ 今後の地震保険制度見直しに応じた再保険業務・システムの構築 ・ 損害査定の効率化に向けた取り組み ・ 損害査定費用請求・支払処理の効率化・合理化の検討 ・ 業務システム料率改定追加対応 ・ 業務システム見直し対応 ・ TOPS見直し対応
	5. 首都直下地震における当社被災時を想定した事業継続計画の強化	・ リモート環境下でのより実効性のある業務継続態勢構築の検討 ・ 財務業務におけるBCP強化
3. 流動性・安全性を基本に収益性を加味したポートフォリオ構築とリスクに留意した着実な運用	6. 大震災による市場リスクとソブリンリスクの顕在化に留意したポートフォリオの再構築	・ 震災発生時における流動性確保を目的とした取引方法の多様化
	7. リスク分散と運用手法多様化のための分析力の高度化	・ 運用資産の多様化及び効率的な取引手法の確立
	8. 資産運用リスク状況の計測・分析強化とリスクコントロールの最適化	前年度終了
4. 人材の育成・活用・拡充	9. 社員の専門能力とマネジメント能力の向上	・ 財務全般の知識向上を目的とした啓発体制強化 ・ 社員教育支援の充実 ・ 専門能力向上とグループ内の業務知識の共有
	10. 非常時を想定した要員確保のための態勢整備	・ 有事の損害査定費用処理要員確保に向けた取り組み
	11. 働きがいと活力のある職場の実現	・ 職場環境の改善
5. 信頼される企業基盤の構築	12. 環境変化に対応したコーポレート・ガバナンス態勢の強化	・ 推進計画に基づいたコンプライアンス体制の適切な運営 ・ 統一的リスク管理態勢の強化 ・ 内部統制機能の充実に向けた取り組み ・ 危機発生時の対策手法の高度化 ・ 決算関係資料作成の効率化 ・ e-tax、el-tax運用管理の構築 ・ 経理業務の変化への対応 ・ オペレーショナルリスクの計量化に関する研究 ・ リバース・ストレステストの考察 ・ 内部監査の実施 ・ 元受社閲覧の実施
	13. 国内外への積極的な情報開示及び情報発信	・ 国内外への情報発信を通じた社会貢献・信頼性の向上 ・ 信頼される情報の発信
	14. ITガバナンスの強化	・ 安全対策基準の改定 ・ システムリスク管理態勢の強化 ・ 個人情報管理体制の再点検及びA再保険金データ管理体制等の強化 ・ 標的型サイバー攻撃対策の強化 ・ A再保険金データ管理体制等の見直し ・ 情報システム運用体制の強化 ・ 役職員の情報リテラシー向上

代表的な経営指標等

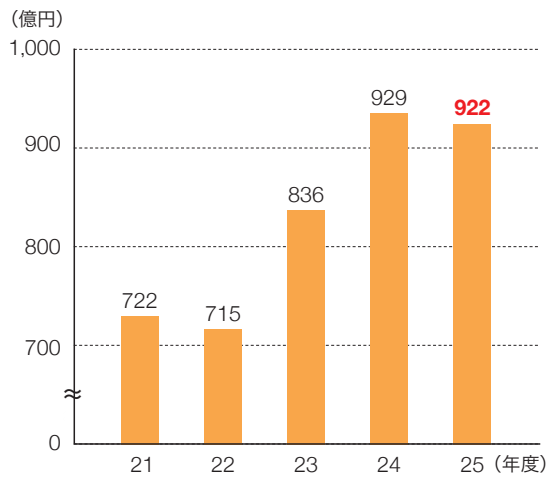
受再正味保険料



$$\text{受再正味保険料} = \text{受再保険料} - \text{解約返戻金} \cdot \text{その他返戻金}$$

受再正味保険料とは、受再保険料(元受保険料の合計)から、解約返戻金、その他返戻金を控除した保険料です。

正味収入保険料



$$\text{正味収入保険料} = \text{受再正味保険料} - \text{支払再保険料}$$

正味収入保険料とは、受再契約により各損害保険会社から受け取った保険料(受再正味保険料)から出再契約により政府・各損害保険会社に支払った再保険料(支払再保険料)を控除したものです。

保険引受利益・経常利益・当期純利益

保険引受利益はありません。

地震保険においては、制度の趣旨から保険料を極力低く抑える必要があり、経費を圧縮するとともに保険料収支残や資産運用益について、「地震保険に関する法律」により全額を将来の保険金支払いのために危険準備金として積み立てているため、利益が一切発生しない仕組みとなっています。

保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費 ± その他収支

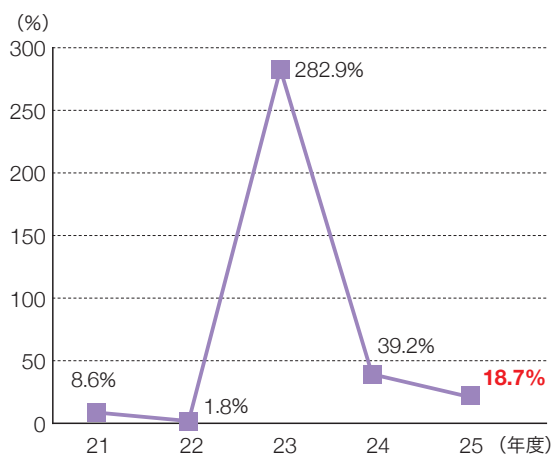
保険引受利益とは、正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は地震保険における法人税等相当額です。

経常利益 = 経常収益 - 経常費用
当期純利益 = 経常利益 ± 特別損益 ± 法人税及び住民税
 ならびに法人税等調整額

経常利益とは、通常の活動で発生した損益を示し、正味収入保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。地震保険では利益が生じないため、当社においては、法人税及び住民税等の額と、当社の純資産の運用等による利益に相当します。

当期純利益とは、経常利益から特別損益、法人税及び住民税等を加減したもので、当社の純資産の運用等により生じた利益です。地震保険に係るものは、経常利益から法人税及び住民税を控除し当期純利益はゼロとなる仕組みとなっています。

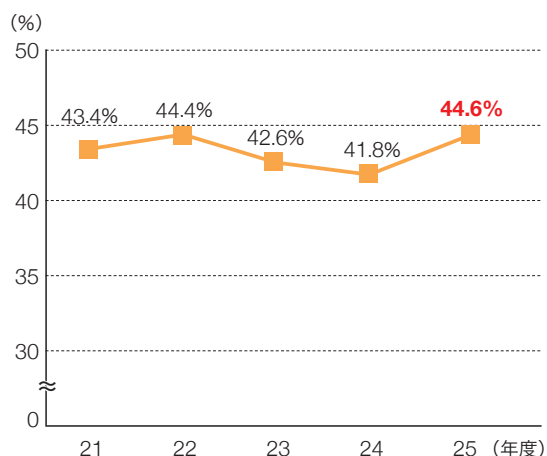
正味損害率



正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

正味損害率とは、正味収入保険料に対し、支払った保険金と損害調査費用の合計額の割合を示したものをいいます。

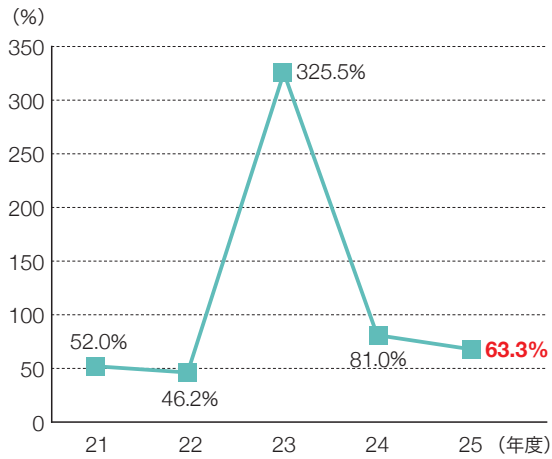
正味事業費率



正味事業費率 = (保険引受に係る営業費及び一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷ 正味収入保険料

正味事業費率とは、正味収入保険料に対し、保険の維持管理等のために支出した費用の割合を示したものをいいます。

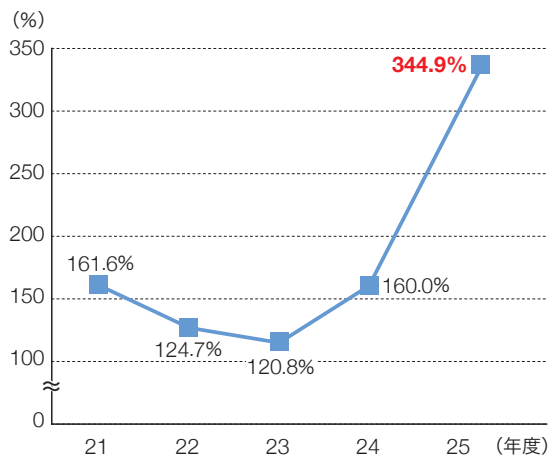
コンバインド・レシオ



コンバインド・レシオ=正味損害率+正味事業費率

コンバインド・レシオとは、損害保険における収益力を示す指標です。正味損害率と正味事業費率の合計値で、この値が低いほど収益力が高いといわれています。

単体ソルベンシー・マージン比率



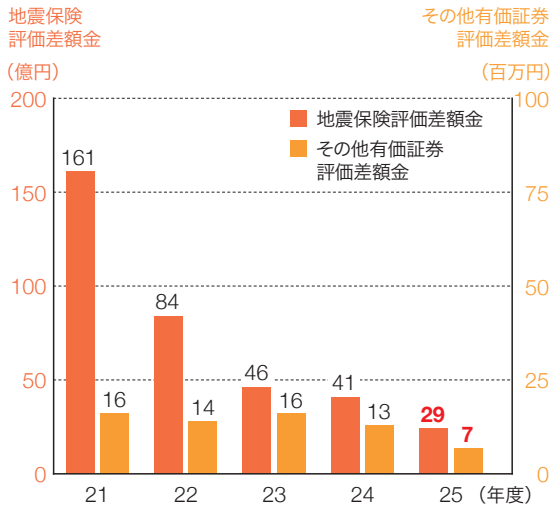
単体ソルベンシー・マージン比率とは、巨大災害の発生や、保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」に対する「資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標です。

なお、ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社の経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。ただし当社は「地震保険に関する法律」に基づく特別の事業形態となっていることから、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値として、ソルベンシー・マージン比率を使用しないことになっています。詳細はP51をご覧ください。

(注) 1. リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度から算出にかかる法令等が改正されています。

2. 平成25年度は、再保険スキーム改定により当社責任限度額が減少したことに伴う数値です。

地震保険評価差額金・その他有価証券評価差額金

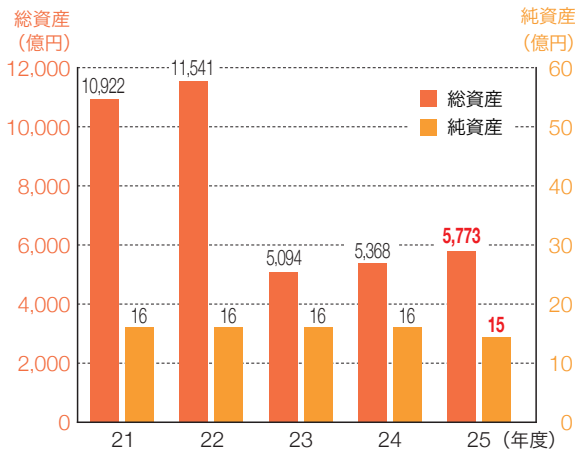


保有する有価証券はその他有価証券に分類されており、期末に時価評価を行い貸借対照表上に計上されますが、その際に時価と帳簿価額との差額(評価差額)が発生します。

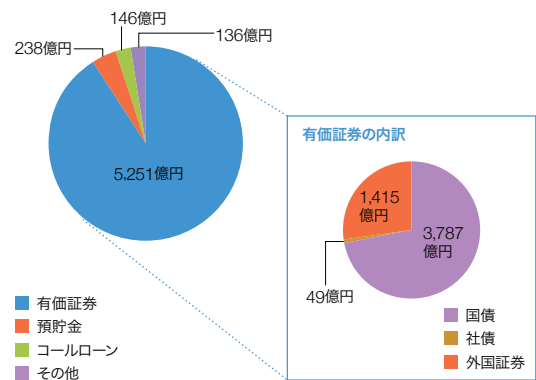
地震保険評価差額金とは、評価差額のうち地震保険に係る有価証券の評価により生じたものをいい、負債の部に計上することが保険業法施行規則別紙様式により定められています。

その他有価証券評価差額金とは、当社においては地震保険に係るもの以外の時価評価により生じた評価差額で、他の事業会社同様にその他有価証券評価差額金として税金相当分を控除した上で純資産の部に計上されます。

総資産・純資産



総資産の内訳



総資産とは、会社が保有する有価証券や現金、固定資産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

当社は、大震災時に早期の再保険金支払を行うため、国債、外国証券を中心とした資産を保有しています。

不良債権状況

リスク管理債権はありません。

リスク管理債権とは、貸付金のうち元本や利息の回収の可能性に注意を必要とするものことで、利息の返済状況により破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

●直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

区分	年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		72,225 (7.6%)	71,532 (△1.0%)	83,671 (17.0%)	92,996 (11.1%)	92,248 (△0.8%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		99,464 (17.0%)	175,903 (76.9%)	286,812 (63.1%)	110,370 (△61.5%)	104,703 (△5.1%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		98,512 (16.2%)	174,913 (77.6%)	286,723 (63.9%)	110,176 (△61.6%)	104,509 (△5.1%)
経常利益 (対前期増減(△)率)		951 (374.2%)	990 (4.1%)	89 (△91.0%)	193 (117.5%)	194 (0.3%)
当期純利益／純損失(△) (対前期増減(△)率)		5 (△58.9%)	3 (△30.2%)	△5 (△239.9%)	4 (-)	△82 (△2,045.2)
正味損害率		8.6%	1.8%	282.9%	39.2%	18.7%
正味事業費率		43.4%	44.4%	42.6%	41.8%	44.6%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)		17,222 (21.1%)	15,924 (△7.5%)	7,113 (△55.3%)	4,589 (△35.5%)	3,279 (△28.5%)
運用資産利回り(インカム利回り)		1.67%	1.46%	1.20%	0.90%	0.61%
資産運用利回り(実現利回り)		1.25%	1.20%	1.18%	0.89%	0.70%
資本金 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,633	1,634	1,631	1,633	1,544
総資産額		1,092,272	1,154,108	509,498	536,808	577,305
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		585,820 (7.4%)	515,981 (△11.9%)	430,700 (△16.5%)	461,480 (7.1%)	499,274 (8.2%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		496,708 (8.0%)	424,401 (△14.6%)	331,499 (△21.9%)	352,830 (6.4%)	378,041 (7.1%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		1,006,947 (5.6%)	805,223 (△20.0%)	448,120 (△44.3%)	476,979 (6.4%)	525,161 (10.1%)
単体ソルベンシー・マージン比率		161.6%	124.7%	120.8%	160.0%	344.9%
1株当たり純資産額		821円32銭	821円81銭	820円30銭	821円18銭	776円66銭
1株当たり当期純利益／純損失(△)		2円58銭	1円80銭	△2円52銭	2円14銭	△41円63銭
配当性向		-%	-%	-%	-%	-%
従業員数		26名	25名	26名	27名	26名

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度から算出にかかる法令等が改正されています。また、ソルベンシー・マージン比率の当社数値は、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値として使用しないこととなっています。詳細は、P51をご覧ください。

事業の概況

●事業の経過及び成果等

平成25年度のわが国経済は、デフレからの脱却を目的とした政府・日銀による大規模な金融緩和政策の導入により円安が進行、米国を中心とした海外景気の回復も相俟って輸出が増加基調を辿ったほか、雇用情勢の改善や消費税増税を控えた駆け込み需要による個人消費の回復も加わり、概ね堅調な推移となりました。

収入保険料は、前年度に引き続き増加しました。一方、支払保険金については、平成23年東北地方太平洋沖地震の保険金支払いがピークを過ぎたことから、前年度に比べ大きく減少しました。

資産運用については、金利が低下する中、利回りの高い債券の償還が進んだことから、運用益は前年度を大きく下回りました。

こうした状況の中、当社は第3次中期経営計画の二年目にあたり、巨大地震・連続地震に対応した施策や「首都直下地震における当社被災時を想定した事業継続計画の強化」などの施策を中心に確実に実行に移してまいりました。

●地震保険成績の概要

①正味収入保険料と正味支払保険金

当年度は、収入保険料は増加しましたが、再保険スキームの改定に伴い政府の再保険割合が増加し、支払再保険料が前年度比13.9%増となったことから、正味収入保険料は922億円(前年度比0.8%減)となりました。

一方、正味支払保険金は、平成23年東北地方太平洋沖地震等で150億円(前年度比52.5%減)となりました。

②危険準備金と責任準備金

正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料388億円と運用益24億円の合計413億円(前年度比14.1%減)を危険準備金に積み増しました。

また、支払備金13億円を危険準備金に戻し入れ、前記の正味支払保険金150億円、損害調査費22億円及び広告宣伝費2億円を過年度危険準備金から取り崩した結果、当年度末危険準備金は3,780億円(前年度比7.1%増)となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金と払戻積立金を加えた結果、当年度末責任準備金は4,992億円(前年度比8.2%増)となりました。

③元受保険会社等の危険準備金

受託金勘定の元受保険会社等の危険準備金については、差引正味保険料及び運用益の合計46億円(前年度比29.8%減)を積み増しました。また、広告宣伝費8億円を取り崩した結果、当年度末危険準備金は725億円(前年度比5.6%増)となりました。

●資産運用の概要

国内の中長期金利は、4月の日銀金融政策決定会合で導入された量的・質的金融緩和政策の影響で不安定化し、5月には急騰する場面が見られたものの、その後は徐々に落ち着きを取り戻し、年度後半にかけては概ね低下傾向となりました。

為替相場では、日本の経常収支悪化と日銀の大幅な金融緩和政策の導入から、対ドル、対ユーロともに大幅な円安が進行し、前年度末と比べ円は対ドルで約9円、対ユーロで約21円の円安となりました。

このような環境下において資産運用にあたっては、安全性と流動性を第一義とし、これに収益性を加味して進めてまいりました。その結果、税引前の運用益は業務勘定で27億円、受託金勘定は4億円となり、当年度末の運用資産は5,637億円となりました。

●当年度損益(資本勘定)

安全性と流動性を第一義とした資産運用方針と超低金利の資産運用環境から、今後、十分に課税対象運用益を確保できない可能性を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、繰延税金資産の全額92百万円を取り崩し法人税等調整額に計上しました。

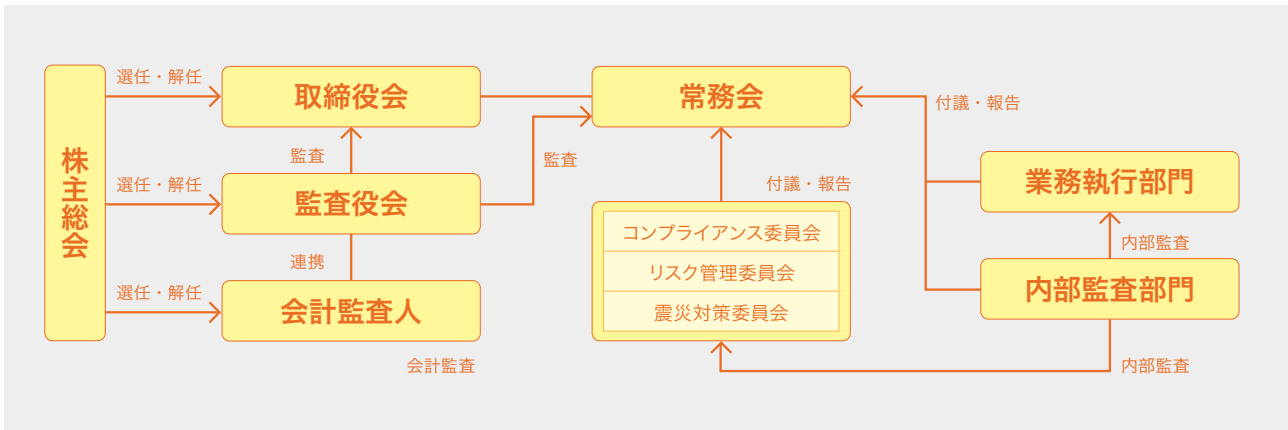
これにより、当年度の損益については82百万円の当期純損失となりました。

●当社が対処すべき課題

国民の地震保険に対する期待、関心が高まる中、当社が果たす役割と責任は一層重くなるものと思います。平成26年度は第3次中期経営計画の最終年度となりますが、引き続き巨大地震・連続地震、首都直下地震に備えた施策を中心に、「地震保険の普及促進に向けた取り組み」や「統合的リスク管理態勢の強化」などのコーポレートガバナンス態勢の強化に向けた施策、また、「ITガバナンスの強化」の施策に取り組んでまいります。

コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題と位置づけ、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、健全かつ適正な業務運営に努めています。



●委員会による運営

当社は、常務会直属の機関として、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会を設置し、法令遵守、リスク管理の体制を構築して監督機能を強化、健全・透明な事業運営を目指しています。また巨大地震の発生に備え、再保険金の支払体制や支払資金計画等を整備する震災対策委員会を設けて、大震災への即応体制をとっています。

各委員会の毎年の運営方針や運営状況は定期的に常務会、取締役会に付議または報告されます。

内部統制システムに関する基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を取締役会において次のとおり決議し、適切に履行しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

- (1) コンプライアンス体制に係る規程並びに役員及び社員が法令等を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、年度のコンプライアンス・プログラムを策定して役員及び社員の教育等を行う。
- (2) 「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役員及び社員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、周知徹底を図る。
- (3) 内部監査部門として被監査部門から独立した監査室を設置するとともに、「内部監査規程」等を整備し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。
- (4) 上記の活動は定期的に取締役会及び常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。
- (5) 「利益相反管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されるおそれのある「利益相反取引」を管理する。
- (6) 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備し、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築して、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)

- (1) 「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」並びに「リスク管理方針」を定め、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、個々のリスクを把握し管理する体制及びこれらのリスクを統合的に管理する体制を整備する。
- (2) 全社的リスク管理を統括するリスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握、適切に管理するとともにリスク管理体制の整備を行う。
- (3) リスク管理部門として、管理・企画部リスク管理グループを設置し、リスク管理方針、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取り締役会、常務会及びリスク管理委員会に報告する。
- (4) 「震災対策規程」を策定し、大震災時の業務の早期復旧及び迅速な再保険金支払体制の整備を行う。
- (5) 「危機管理基本方針」に基づき、危機管理体制の整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号)

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2) 取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役及び常勤監査役による常務会を設置し、経営課題に関する協議及び経営報告を行う。常務会は原則として毎月1回以上開催する。
- (3) 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、取締役会規程、常務会規程等を整備し、決議事項及び報告事項を明確にするとともに、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等の細目を適切に定める。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項1号)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則100条3項2号)

- (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 上記の補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則100条3項3号)

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会及び各種委員会等社内重要会議に出席することができる。
- (2) 取締役(非常勤取締役を除く)は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役(非常勤取締役を除く)及び使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程に基づき監査役に報告する。
 - イ. 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
 - ロ. 重大なコンプライアンス違反
 - ハ. 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
 - ニ. その他上記に準ずる事項
- (4) 取締役(非常勤取締役を除く)及び使用人は、相談窓口の運用状況及び相談事項について定期的に監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項4号)

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程及び監査役監査規程に基づき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。

危機管理基本方針

当社は、あらゆる危機が発生した場合に備えて、人命の安全と重要業務の安定的な運営を確保し、当社の社会的責任を果たすため、危機管理基本方針を策定しています。

1. 基本方針

危機発生時の対応にあたっては下記の理念、基本方針を念頭に置くこと。

(1)「危機管理の定義」

危機管理とは、危機発生時に当社がその危機に適切に対応できるようにするための計画の立案や活動を行うことの総称である。

(2)危機管理の理念

- イ. 企業の社会的責任を果たす
 - (イ) 役員及び社員並びにその家族の人命の安全確保
 - (ロ) 主要業務(元受各社への的確な再保険金の支払等)の早期復旧と継続
- ロ. 企業の社会的信用を確保する
 - (イ) 取引先などに悪影響を及ぼさない
 - (ロ) 地域社会に対して、企業としての責務を果たす
 - (ハ) 各種対応の際は、常に人道面での配慮を優先させる

(3)危機管理の基本方針

- イ. 事業活動に支障となる悪影響に対し、可能な限り被害を極小化すること。
- ロ. 各種対策の継続的な改善を図ること。
- ハ. 重要業務の安定的な運営を確保するため実効的な体制整備に努めるとともに、損害保険各社、日本損害保険協会及び政府と緊密に連携をとりつつ対応する。

2. 基本対応

(1)想定する危機

想定する危機は、内閣府「事業継続ガイドライン第一版 解説書」のリスク事例とする。

(2)対応策

- イ. 大震災(震災対策規程)
 - (イ) 大震災の発生にあたり、大量の再保険金支払をはじめとする当社業務が万全に遂行されることを目的として、その基本対策、対応を定める。
 - (ロ) 震災対策委員会を設置し、防災計画、緊急対策及び再保険金の支払計画等を協議する。
 - (ハ) 大震災が発生した場合に震災対策本部を設置し、業務の復旧、再保険金の支払等の対策を実施する。
 - (ニ) 大震災が発生した場合の対応要領(震災対策マニュアル)を策定する。
- ロ. 新型インフルエンザ(新型インフルエンザ対策マニュアル)
 - (イ) 新型インフルエンザのパンデミック(世界的大流行)の各発生段階における事業継続に関する対応を定める。
 - (ロ) 役員及び社員並びにその家族の人命の安全を確保するため、職場等における感染予防に努める。
 - (ハ) 新型インフルエンザ対策本部を設置する(政府による第二段階宣言がなされた場合)
 - (ニ) 政府の宣言を受けた場合は、各段階に対応した業務継続レベルを決定するとともに、感染拡大防止に努める。
- ハ. その他の危機

上記イ、ロ以外の危機が顕在化し、当社の経営または事業活動に重大な影響を与える可能性があると判断した場合は、社長はその状況を分析し、必要があれば上記イ、ロを参考に適宜対応する。

3. 基本方針の実現

当社は、本基本方針の実現に向け、必要に応じて以下の事項を具体的に定める対応要領やマニュアル等を整備・作成する。

- (1) 対策体制(指揮・命令系統及び所管)
- (2) 情報収集・情報共有体制
- (3) (感染症等における)感染防止策
- (4) 事業継続計画
 - イ. 事業継続方針(業務の継続・停止・復旧の考え方)
 - ロ. 重要業務の特定
 - ハ. 重要な要素・資源の確保

セキュリティポリシー

当社が保有している経営に係る情報及びその情報を記録しているコンピューターシステムの情報に係る資産を漏えい、紛失、改ざん及び災害による消失等の脅威から保護するためセキュリティに係る基本方針及び保護すべき情報資産を明確にしたセキュリティポリシーを定めています。また、セキュリティに関する具体的な安全対策基準を定め、これらに基づいたセキュリティ管理を行っています。

情報開示基本方針

当社は、家計地震保険の再保険専門会社として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、当社の情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行ってまいります。

1. 情報開示に関する基本方針

当社は、会社法、保険業法で開示が定められた情報について、当社の実態を認識・判断できるようにわかりやすい開示を行ってまいります。また、それ以外の情報に関しましても皆さまのお役に立つ情報については自主的に開示に努めます。

2. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページ等を通じ、皆さまに情報開示を行ってまいります。

環境方針

当社は、「地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮し、地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指す中で、以下の環境方針を定め、事業活動を通じてその実現に取り組みます。

1. 資源・エネルギーの効率的利用

当社の事業活動が環境に与える影響を認識し、省資源、省エネルギー、資源のリサイクル活動及びグリーン購入に努めます。

2. 環境関連法規等の遵守

環境保護に関する環境法規制及び当社が同意した環境保護に関するその他の要求事項を遵守します。

3. 環境マネジメントシステムの推進と環境汚染の防止

当社は、「地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮し、地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指す中で、以下の環境方針を定め、事業活動を通じてその実現に取り組みます。

4. 環境啓蒙活動の推進

当社の事業活動が環境に与える影響を認識し、省資源、省エネルギー、資源のリサイクル活動及びグリーン購入に努めます。

環境保護に関する環境法規制及び当社が同意した環境保護に関するその他の要求事項を遵守します。

環境マネジメントシステムを構築し、目的・目標を設定して取組み、継続的改善を図るとともに、環境汚染の防止に努めます。

環境保護に関する情報の提供、啓蒙・教育活動を推進し、環境保護に努めます。

コンプライアンス

社会インフラとして高い社会性・公共性を有する損害保険業の中でも、特に地震保険は、その公共性の高さから厳格な法令遵守と効率で公平、公正かつ透明な運営が求められていると認識しています。

このような認識のもとに当社は、日本で唯一の家計地震保険の再保険会社として、「地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指して、法令遵守の体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

1. 基本方針(コンプライアンス行動規範)

- (1) 法令等の遵守
法令やルールを遵守し、高い企業倫理に基づき、公正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 透明性の高い経営
企業情報を公正かつ積極的に開示し、ステークホルダーの信頼向上に努め、透明性の高い経営を行う。
- (3) 情報管理の徹底
業務を通じて知り得た情報は常に適正な管理に努める。特に個人情報については、取得目的以外の利用やその漏洩の防止に向けた安全管理体制を構築するとともに、慎重かつ適切に取り扱う。
- (4) 人間尊重
社員の人格、個性、多様性を尊重するとともに、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現する。
- (5) 環境問題と社会貢献活動の取組
「良き企業市民」として、積極的に地球環境問題や社会貢献活動に取り組む。
- (6) 反社会的勢力の排除
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンス推進体制を確立するため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。

3. コンプライアンス活動

年度毎に取締役会でコンプライアンス・プログラム(実施計画)を決定し組織的に取り組んでいます。具体的には、教育研修及びコンプライアンスに関するヒアリングを実施して、コンプライアンスの推進に努めています。

4. 社内相談制度

法令遵守の促進と違法行為の防止・発見のためにコンプライアンス委員会に社内相談窓口を設けているほか、社外にも「コンプラホットライン」を設置しています。

利益相反管理方針

当社はお客様の利益を不当に害するおそれのある「利益相反取引」を管理するため、コンプライアンス委員会を担当部署とし、コンプライアンス委員会担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取っております。

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、取引条件の変更やお客様への開示等により当該お客様を保護いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに組織全体として対応し、役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないように努めます。また、反社会的勢力からの不当要求等は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

個人情報保護

当社は、情報資産の適切な保護に努めていますが、特に、個人情報については最重要な情報資産と位置づけ、「個人情報の保護に関する法律」及び関連のガイドライン等に基づき、「個人情報保護規程」等社内諸規程を整備し、役職員に対する教育・研修を実施し、適正な取り扱いが行われるよう努めています。さらに、個人情報の基本方針として、以下の通り「プライバシーポリシー」を定め、当社のホームページ(<http://www.nihonjishin.co.jp>)で公表しています。

プライバシーポリシー（要旨）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

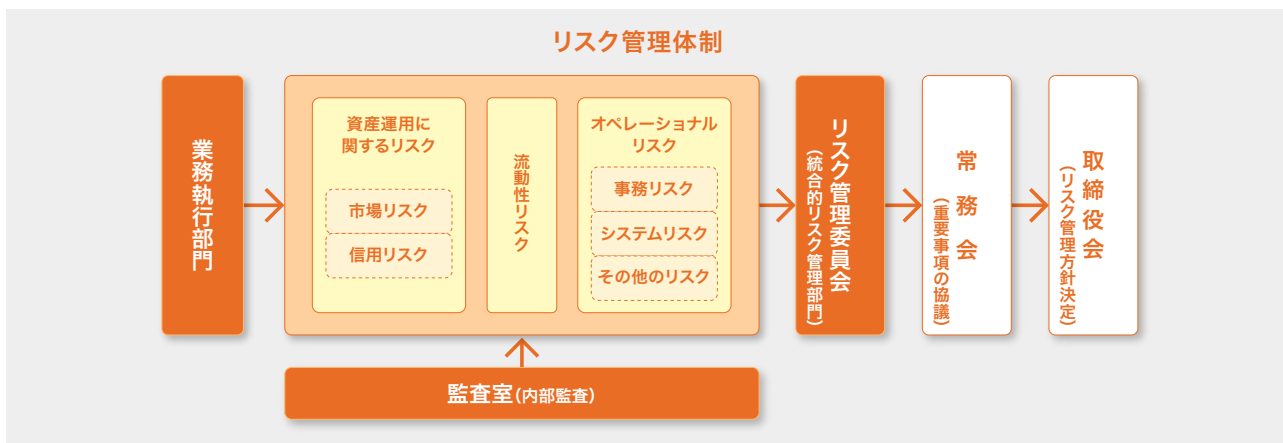
当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

- (1) 個人情報の取得
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。
- (2) 個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報を、次の目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。
また、利用目的は、明確になるよう具体的に定め、下記の通りホームページ等により公表します。さらに、利用目的を変更する場合には、ホームページ等により公表します。
 - ①地震保険に係る再保険業務及びこれらに付帯・関連する業務を行うため
 - ②地震保険に係る調査・研究のため
 - ③その他、当社が行う取引・業務運営を適切かつ円滑に行うため
- (3) 個人データの第三者への提供
当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
 - ・法令に基づく場合
 - ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 - ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、委託先に提供する場合
- (4) 個人データの取扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
- (5) ご契約内容・事故に関するご照会
ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載の保険会社営業店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については、保険証券に記載の保険会社事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご要望があればご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、当該保険会社に連絡いたします。
- (6) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等
個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、右記(8)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。
当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえでご契約保険会社に確認し、後日、原則として書面で回答いたします。当社及びご契約保険会社が必要な調査を行った結果、当該保険会社がその情報を正確なものに変更した場合は、当社も正確なものに変更させていただきます。
- (7) 個人データの安全管理措置の概要
当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。
安全管理措置に関するご質問については、下記のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。
- (8) お問い合わせ窓口
当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。
当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

 <お問い合わせ先>
 日本地震再保険株式会社 管理・企画部
 所在地 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
 ヒューリック小舟町ビル4F
 電話 03-3664-6078
 (受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)
 当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。
 <お問い合わせ先>
 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
 (損害保険相談・紛争解決サポートセンター 東京)
 所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
 ワテラスアネックス7階
 電話 03-3255-1470
 (受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)
 ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

リスク管理

当社は、経営の健全性、安全性を確保するため、リスク管理を適切に実行する態勢を整備しています。リスク管理の組織体制や重要な事項については、「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」に定め、個別のリスクである資産運用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクについては各々のリスク管理規程または年次のリスク管理方針に具体的な管理方法を定めています。また、組織横断的にリスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握し、統合的にリスクを管理しています。



●資産運用リスク

資産運用に関するリスク管理は、「市場リスク」、「信用リスク」の2つに分類して管理を行い、管理基準は年度ごとの「資産運用リスク管理基準」に定めています。

市場リスク

市場リスクとは、市場の様々なリスク要因の変動により保有する資産・負債の価値及び収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。当社では、定量・定性の両面から、市場リスク全体の管理を行っています。リスク量として金利、為替のバリュー・アット・リスク(VaR)を計測するとともに、含み損益、価格変化(感応度)等をモニタリングしています。また、必要に応じて保有限度額や損切りルールなどを設けて管理しています。組織としても、取引執行部門と事務部門を完全分離し、牽制・チェック機能を働かせています。

信用リスク

信用リスクとは、与信対象の信用状態の悪化等により保有資産の価値が減少、消失を被るリスクをいいます。当社では、購入債券は格付機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別の管理も行っています。さらに、デフォルト率等に基づきリスク量として信用VaRを計測し管理しています。

ストレステスト

統計的にリスク量を計測するVaRは、市場が大きく変動する様な状況下では限界があることから、ストレステストを活用し補完しております。ストレステストでは、金利・為替などリスクファクターが大きく変動するシナリオを設定し、その場合の損失額を検証しております。

●流動性リスク

流動性リスクとは、負債に対する資産の流動性が確保できないことや、市場の混乱等で不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社の社会的使命を果たす上で重要なリスクであり、大震災時の資産の処分も念頭に置いた流動性資産を十分に保有するとともに、流出入資金の正確な把握に努め、適切な資金繰り管理を行っています。

●オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク」に分類し、それぞれの特性に応じた管理を行っています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員及びその他の組織構成員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常時見直し、研修・指導体制の充実に努め、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

システムリスク

コンピューター・システムのダウン、誤作動等のシステムの不備やコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、会社情報の漏えい等の防止、情報システムの安全対策として「セキュリティポリシー」「安全対策基準」を定め、情報資産の適切な保護に努めています。さらに、災害や不測の事態に備えた「情報システムコンティンジェンシープラン」を策定し、危機対応策を明確にしています。

その他のリスク

その他のオペレーショナルリスクとして、「人的リスク(人材の流出・喪失等により損失を被るリスク)」「風評リスク」等のリスクを認識し、各所管部門を中心にこれらのリスク管理に努めています。

※保険引受リスクに関しましては、家計地震保険が制度として運営されていることから、管理対象リスクとしておりません。

監査・検査の体制

●社外の監査及び検査

当社は、保険業法に基づく金融庁による検査及び「地震保険に関する法律」に基づく財務省による検査の対象となっています。

また、会社法に基づくあらた監査法人による会計監査を受けています。

●社内の監査

監査役が行う会社法上の監査の他に、監査室による内部監査を行っています。

内部監査は「会社における諸制度及び諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討、評価し、これに基づき必要な助言、勧告を行い、会社の健全な発展と社会的な信頼向上に資すること」を目的として実施し、内部管理態勢を整備・確立することを目標としています。

平成26年度は取締役会で決定した「内部監査方針・計画」に基づき、重点監査として金融庁の保険検査マニュアルチェックリストによる自主点検の評価および平成25年度に実施した第三者機関によるシステム監査のフォローアップを実施します。また、定例監査として全部門の内部統制状況等の監査を行うこととしています。

是正・改善提言を含む監査結果は、監査対象部門に通知すると共に、常務会及び取締役会に報告しています。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

●ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808 ●IP電話やPHSから 03-4332-5241 (受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

トピックス

平成26年7月1日地震保険基準料率改定

地震保険の保険始期日が平成26年7月1日以降となる契約より、地震保険の基準料率が改定されました。

財務省による地震保険制度に関するプロジェクトチームにおいて「等区分」と「耐震性能に応じた割引率」の見直しの必要性が提示され、更に政府の地震調査研究推進本部が「確率論的地震動予測地図」の震源モデルの見直しを行った結果、将来的な地震発生に伴う損害の危険が増加したために見直しが行われました。

見直しの概要は次のとおりです。

①保険料の見直し

都道府県ごとに地震の危険度に応じて分類している等区分を見直し、新たな震源モデルにより料率の見直しを行った結果、都道府県、建物の構造により引き上げ・引き下げ率は異なるものの全国平均で約15.5%の引き上げとなりました。今回の改定でも建物構造・等別保険料率で引き上げ率が30%を超える場合は、30%の引き上げとする激変緩和措置を設けています。

②割引率の拡大

免震建築物及び耐震等級3または2に該当する建物について、これまでの地震での被害実態等を考慮し、割引率が拡大されました。また、割引の適用に必要な確認書類の範囲が広がり、さらに利用しやすくなりました。

→ 詳細につきましては「地震保険と再保険のしくみ」P24をご覧ください。

World Forum of Catastrophe Programs (自然災害ワールドフォーラム)への参加

当社は自然災害ワールドフォーラムへの参加を通じて、海外にも積極的な情報発信を行っています。

自然災害ワールドフォーラムは自然災害に対する(再)保険スキームを運営している公的な機関の代表が参加し、各制度運営に関する知識・経験の共有および同様のスキームの導入を目指している各国・地域への情報提供等を目的として、2006年から毎年行われています。

当社は2008年から参加し、日本の地震リスクの特徴や地震保険制度等を説明してきました。

2013年9月に行われたノルウェー大会には世界15か国・地域からの代表が参加し当社の代表は東日本大震災に関する以下の点についての報告を行いました。

- ①業界・政府の対応と得られた教訓
- ②顕在化した課題への対応状況
- ③残された課題

日本の地震保険制度や東日本大震災に対する取り組みは各国より高い評価を得ており、当社は日本の取り組みを紹介することで世界各国・地域へ貢献しています。



Looking Back on the Great East Japan Earthquake

～Our Actions and the Lessons We Learned from Them～の発行

東日本大震災で当社が果たした役割や震災後の地震保険制度見直し議論の動向および首都直下地震を見据えた取り組み等について紹介した英文の冊子を発行しました。

自然災害ワールドフォーラムを始めとする海外への情報発信のツールとして活用しています。



保険毎日新聞社刊行の書籍のコラムに掲載

「証言 東日本大震災 ～1兆2000億円の地震保険金～」

本書では東日本大震災時の対応にあたった保険会社、代理店等の関係者の証言がまとめられており、当社の社員も取材を通じて当時の状況を証言しています。

損害保険業界の地震保険普及・啓発活動

日本は世界の0.25%の国土面積であるにもかかわらず、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が日本周辺で発生しています(出典：内閣府「防災白書」)。このことから「日本は地震大国」と言えます。

地震への備えとして、2012年度に火災保険を契約された方の2人に1人の方が地震保険に加入されています。

地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の方の「生活の立ち上がり資金」を確保し、生活の安定に寄与するという、大変重要な役割を担っています。地震保険の理解促進及び普及促進は損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・ポスターなどを通じて、地震保険の理解促進及び普及促進を図っています。



地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物またはそれに収容される家財を対象とする火災保険にセットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言(※)が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは警戒宣言が発令されたとき(P29)、用語の解説(P68)をご覧ください。

補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害

火災保険では、①地震等による火災(及びその延焼、拡大損害)によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。

保険の対象

居住の用に供する建物または家財(生活用動産)

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券(小切手、株券、商品券等)、預貯金証書、印紙、切手、自動車等

なお、建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が生じても、保険金は支払われません。

保険期間

短期、1年または長期(2年～5年)

保険金額

火災保険(※)の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円(※)、家財は1,000万円が限度です。

※火災保険

普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、積立火災保険、積立火災総合保険、積立生活総合保険、店舗総合保険等

※マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損または一部損となったときに保険金が支払われます。

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建物 ・ 家財	全 損	保険金額の 100% （時価(※)が限度）
	半 損	保険金額の 50% （時価の50%が限度）
	一 部 損	保険金額の 5% （時価の5%が限度）

保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- ・ 地震等の際の紛失・盗難の場合
- ・ 戦争、内乱などによる損害
- ・ 地震等が発生した翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ・ 門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害

損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

(表1)

損害の程度	建 物		家 財
	主要構造部(注)の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
半 損	建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財の時価の 30%以上80%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が 床上浸水 または地盤面から 45cmを超える浸水 を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

(注) 詳しくは用語の解説(P68)をご覧ください。

津波による損害、地盤液状化による損害の場合の「全損」、「半損」、「一部損」は次のとおりです。

(表2)

損害の程度	津波による損害	「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
		傾斜	最大沈下量
全 損	鴨居、長押または扉の上端に至る床上浸水を被った場合	1.7/100 (約1°)を超える場合	30cmを超える場合
半 損	床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った場合	0.9/100 (約0.5°)を超え、1.7/100 (約1°)以下の場合	15cmを超え、30cm以下の場合
一 部 損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損または半損に至らないとき	0.4/100 (約0.2°)を超え、0.9/100 (約0.5°)以下の場合	10cmを超え、15cm以下の場合

(注) 1. (表2)の内容は木造建物(在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)について適用します。家財には適用しません。

2. (表2)の内容と(表1)の内容を併せて認定することはできません。

※時価

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

保険金総支払限度額

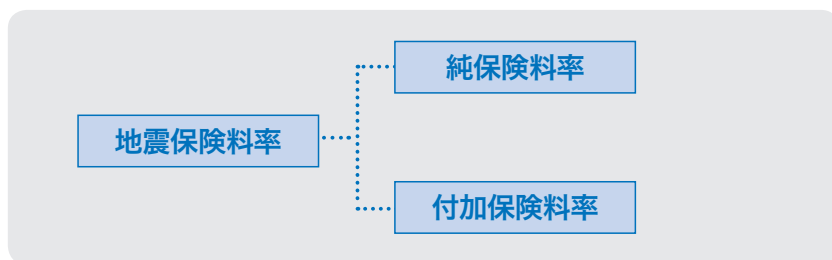
1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、平成26年4月1日に改定され、7兆円となっています。支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府及び民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは保険責任の負担と再保険の流れ(P30)、用語の解説(P69)をご覧ください。

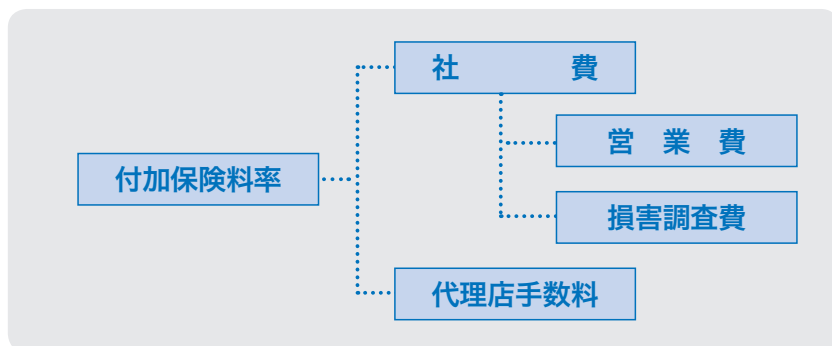
保険料率

地震保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。



「純保険料率」は、政府の機関である地震調査研究推進本部(※)が「確率論的地震動予測地図」を作成する際に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震を対象に、仮に現在の状況下で発生した場合に、地震保険で支払われる保険金がどのくらいになるかを個々の地震の被害予測シミュレーションにより予測し、これから1年間あたりの予想支払保険金を求めることで算出しています。

「付加保険料率」は、社費と代理店手数料から構成されており、社費は営業費と損害調査費から構成されています。地震保険は公共性が高く、政府が再保険を引き受けていることから、利潤が織り込まれておらず、また、火災保険に付帯して加入する方式により、営業費を可能な限り低くしています。



実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物及び家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率を乗じることにより計算します。

※地震調査研究推進本部

阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき平成7年7月に設置されました。

地震保険の保険始期日が平成26年7月1日以降の契約より基準料率が改定されました。

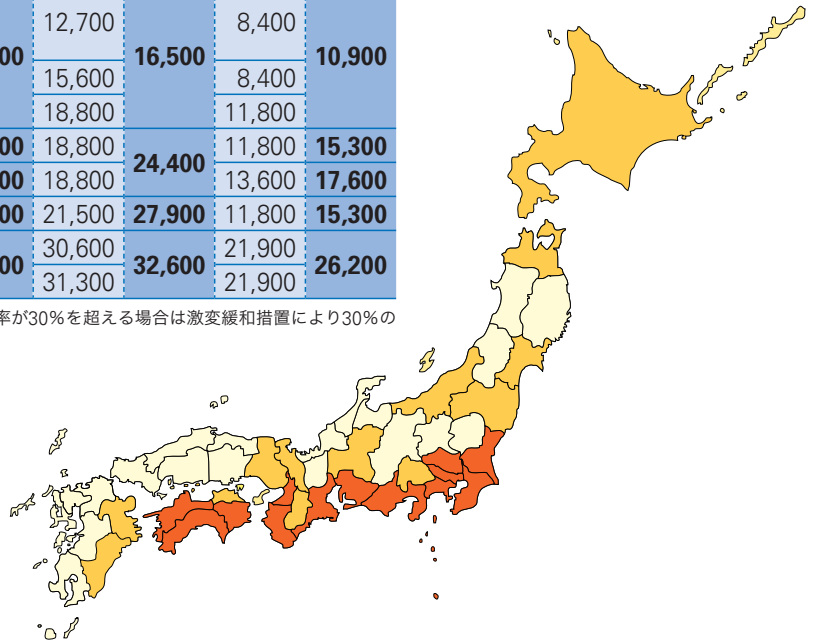
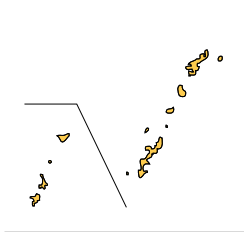
→ 詳細につきましては「トピックス」P22をご覧ください。

基本料率(建物、家財とも)▶保険料の一例

保険金額1,000万円あたり、保険期間1年(単位:円)

等地	都道府県	イ構造※1		ロ構造※1		ロ構造(経過措置)※2	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
1	岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	5,000	6,500	10,000	10,600	6,500	8,400
	長野県、滋賀県、岡山県、広島県	6,500		12,700		8,400	
2	福島県	5,000	6,500	10,000	13,000	6,500	8,400
	北海道、青森県、宮城県、新潟県、岐阜県、兵庫県、奈良県、京都府、大分県、宮崎県、沖縄県	6,500	8,400	12,700	16,500	8,400	10,900
	香川県	6,500		15,600		8,400	
	山梨県	9,100		18,800		11,800	
3	茨城県、愛媛県	9,100	11,800	18,800	24,400	11,800	15,300
	埼玉県、大阪府	10,500	13,600	18,800		13,600	17,600
	徳島県、高知県	9,100	11,800	21,500	27,900	11,800	15,300
	千葉県、愛知県、三重県、和歌山県	16,900	20,200	30,600	32,600	21,900	26,200
	東京都、神奈川県、静岡県	16,900		31,300		21,900	

(注) 今回の改定により建物構造・等地別保険料率で引き上げ率が30%を超える場合は激変緩和措置により30%の引き上げとなっています。



※1 地震保険の建物の構造区分は、イ構造とロ構造の2つに区分されます。これはセットで契約する火災保険の構造区分により区分されます。

イ構造→火災保険の構造区分がM・T構造、A・B構造または特・1・2級構造の場合(主として鉄骨・コンクリート造の建物)

ロ構造→火災保険の構造区分がH構造、C・D構造または3・4級構造の場合(主として木造の建物)、木造の建物であっても、建築基準法に定める耐火建築物・準耐火建築物、省令準耐火建築物に該当するものは、イ構造になります。

※2「経過措置」は、構造区分の判定基準の改定(平成22年1月1日実施)前から継続している火災保険に付帯する地震保険において、その改定により基準料率が引き上げとなる場合(具体的には、改定前の基準であればイ構造とされたものが、改定後にはロ構造とされる場合)に適用されます。これにより、経過措置が適用される区分を設けて極端な引き上げとならないよう調整を行っています。

割引率

以下の(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の場合に、**基本料率が割引かれます**。ただし、重複適用はできません。なお、割引の適用を行うためには、所定の確認資料が必要となります。

(イ)免震建築物割引

法律にもとづき定められた**免震建築物**(※)である建物またはその建物に収容された家財

割引率	改定前	改定後
	30%	50%

※免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

(ロ)耐震等級割引

法律にもとづき定められた**耐震等級(※)**に該当する建物またはその建物に収容された家財

割引率	改定前		改定後
	耐震等級3	30%	50%
	耐震等級2	20%	30%
	耐震等級1	10%	10%

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

(ハ)耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の**耐震性能を有すること(※)**が確認できた建物またはその建物に収容された家財

割引率	改定前	改定後
	10%	10%

※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

(二)建築年割引

昭和56年6月以降に新築された建物またはその建物に収容された家財

割引率	改定前	改定後
	10%	10%

長期契約の料率

長期契約(2年～5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.75	3.60	4.45

保険料計算例

所在地：兵庫県

建物構造：口構造(木造)

建築年月：平成12年1月の建物の場合

主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財1,000万円

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは付保割合(※)を50%とします。
建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%＝1,000万円
家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%＝500万円
- 保険料率を確認：兵庫県の口構造の基本料率→1.65 (保険金額1,000円あたりの保険料)
- 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→建築年割引を適用し、割引率は10%

●建物 地震保険料の計算：
$$10,000 \text{千円} \times \underbrace{1.65 \times (100\% - 10\%)}_{1.49} = 14,900 \text{円}$$

●家財 地震保険料の計算：
$$5,000 \text{千円} \times \underbrace{1.65 \times (100\% - 10\%)}_{1.49} = 7,450 \text{円}$$

※付保割合

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30～50%の範囲内で設定することとなっています。

地震保険料控除制度

平成19年1月に地震保険料控除制度が創設されました。地震保険の払込保険料に応じて、一定の額(所得税は最高5万円、個人住民税は最高2万5千円)がその年のご契約者(保険料負担者)の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※経過措置として以下の要件を満たす一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

- (1) 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

ただし、ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、地震保険契約と一定の長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、納税者の選択によりいずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

参考 警戒宣言が発令されたとき

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令されたときは、同法で指定する東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険(新規・増額)はお引き受けできません(前年同条件での更改契約を除く)。

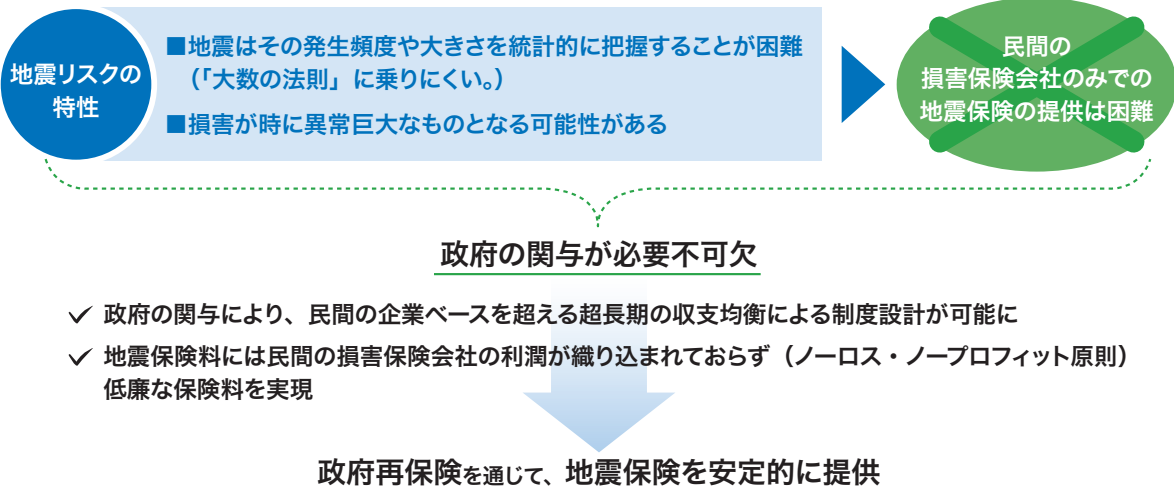
東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成24年4月1日現在)



再保険のしくみ

国(政府)の関与

地震リスクが持つ特性により、民間の損害保険会社のみで地震保険制度を運営することは困難であることから、政府が再保険を通じて関与することで、国民に対し低廉な保険料で安定的に地震保険を提供することが可能となっています。



保険責任の負担 と 再保険の流れ

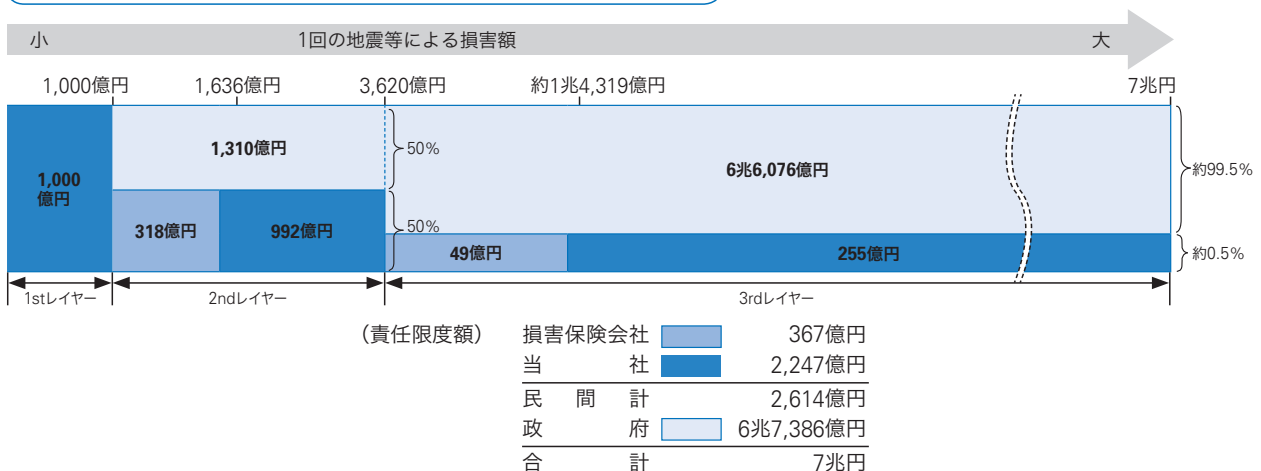
被災されたご契約者に支払われる保険金は、最終的に政府、損害保険会社及び当社が、1回の地震等毎にそれぞれ決められた限度額の範囲内で負担します。

この保険金を分担するしくみとして、わが国の地震保険制度では再保険方式が採用されており、当社は、官民間の再保険取引に関する業務を一元的に処理することで「官と民の架け橋」とも言うべき機能を果たしています。

■保険責任の負担

1回の地震等により支払われる保険金の総額にはあらかじめ限度額が設けられています。これを総支払限度額といい、関東大震災規模の地震が再来した場合であっても保険金の支払いに支障が生じないように設定されています。現在の総支払限度額は7兆円となっています。この総支払限度額の枠内での、政府、損害保険会社及び当社それぞれの責任負担の方法と限度額の取り決めを図示したものが「再保険スキーム」です。

再保険スキーム(平成26年4月1日以降発生した地震等に適用)



1回の地震等により支払われる保険金の額が1,000億円に達するまで(1stレイヤー)は民間(当社)が負担します。1,000億円を超え3,620億円に達するまで(2ndレイヤー)は政府・民間が50%ずつ負担します。3,620億円を超える部分(3rdレイヤー)については政府がその大半(約99.5%)を負担します。2ndレイヤーと3rdレイヤーの民間部分は前段を損害保険会社、後段を当社に分けています。

このように1回の地震等による支払が一定の額を超える場合に、その超過部分の責任を負担する方式を**超過損害額再保険方式**とといいます。

大規模地震が発生した場合の責任負担の具体例

1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、民間の損害保険会社(当社を含みます。)及び政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

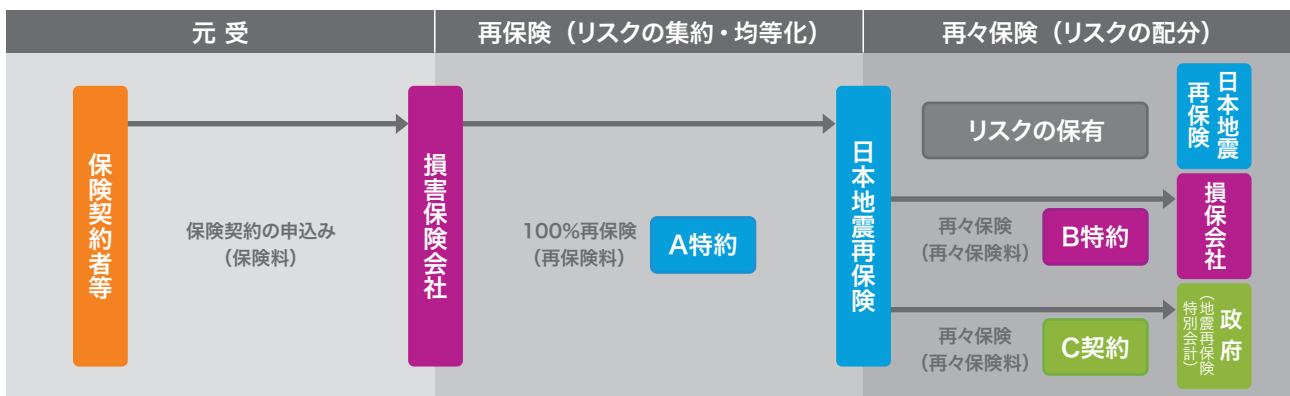
(単位：億円)

支払保険金 負担者	1,000億円までの部分	1,000億円を超え 3,620億円までの部分	3,620億円を超え 2兆円までの部分	負担額の合計
民間損害保険会社	1,000	1,310	約82	約 2,392
政 府	—	1,310	約16,298	約 17,608
合 計	1,000	2,620	16,380	20,000

■再保険の流れ

政府、損害保険会社及び当社が、それぞれ保険責任を公平に負担するためには、損害保険会社が引き受けたリスクをいったん集約し、均等化したうえでそれぞれに配分する必要があります。また、保険責任を負担する対価としてそれぞれ保険料(再・再々保険料)を受け取る必要があります。このリスクの集約、均等化、配分及び保険料(再・再々保険料)の授受を行うために、当社を中核にして再保険取引を行っています。

損害保険会社が引き受けた地震保険の契約は、いったんすべて当社に出再(再保険)され、リスクを均等化します。その後、当社が保有するリスクを除き、政府及び損害保険会社に対し、それぞれが負担するリスクの度合いに応じて、再度出再(再々保険)しています。



A特約：地震保険再保険特約(A) 損害保険会社 ⇄ 当社

損害保険会社は、「地震保険に関する法律」に基づいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額を漏れなく当社に再保険し、当社は異議なくこれを引き受けることが定められています。したがって、損害保険会社は引き受けた地震保険契約を選択して再保険することはできず、また、当社は「地震保険に関する法律」に基づく契約であれば、損害保険会社が引き受けた保険責任の再保険を拒否することはできません。

B特約：地震保険再保険特約(B) 当社 ⇄ 損害保険会社

A特約によって引き受けた保険責任のうちの一定部分を、損害保険会社に再々保険することが定められています。各損害保険会社の引受割合は、地震保険の危険準備金残高等に応じて決められています。

C契約：地震保険超過損害額再保険契約 当社 ⇄ 政府

当社は、「地震保険に関する法律」に基づいて政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結しています。A特約によって引き受けた保険責任のうちの一定部分を「地震保険に関する法律」等にしたがい政府に再々保険しています。なお、政府の再保険責任の限度額は、毎年度、国会の議決を経て決められています。

■再保険割合

前項の「再保険の流れ」とおり、いったん当社に全額出再された保険料は、政府及び損害保険会社に、それぞれが負担するリスクの度合いに応じて再々保険されますが、その際の配分の基準となる割合を再保険割合といいます。

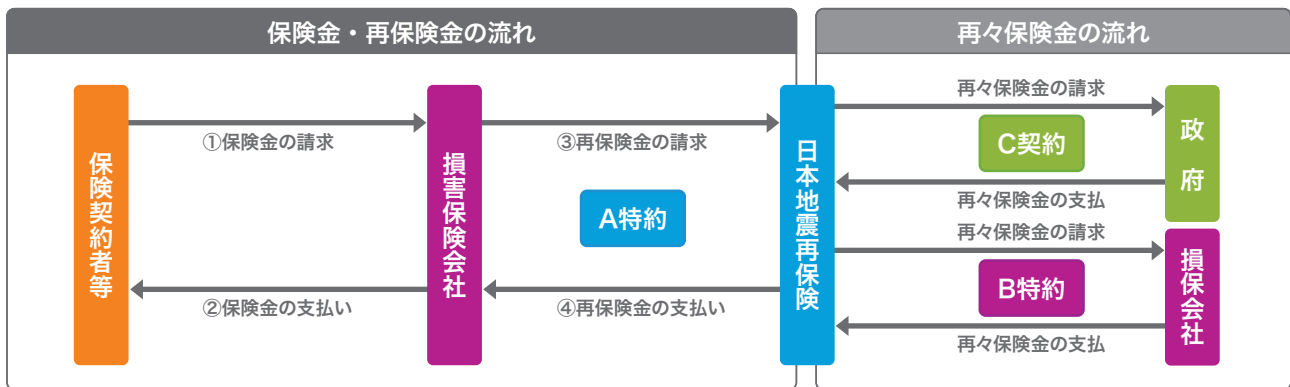
再保険割合は、現在の契約状況をもとに、今後発生しうるすべての地震(文部科学省地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」の作成に用いられた震源モデル)による損害シミュレーションを行い、震源モデル毎の予想支払保険金、政府・損害保険会社・当社の予想負担額、当該震源モデルの発生頻度等を加味して計算されます。

現在の再保険スキーム(平成26年4月1日以降に発生した地震に適用)における平成26年度の再保険割合(当初の理論値)は以下のとおりです。

	当社	損害保険会社	政府
再保険割合	約29%	約3%	約68%

■再保険金の流れ

地震等により損害が生じた場合、まず損害保険会社にご契約者等に保険金をお支払いします。その後、当社は損害保険会社からその支払った保険金の全額の請求を受け、A特約の再保険金として支払います。当社は、A再保険金の累計が1stレイヤー（現行スキームでは1,000億円）を超えた場合に、再保険スキームにしたがい政府及び損害保険会社に再々保険金の請求を行います。



巨大地震等の発生時には、ご契約者と直接保険契約を結んでいる損害保険会社は一時に多額の資金を準備しなくてはなりません。そのため、損害保険会社にご契約者に実際に保険金を支払う前に、発生した地震による損害額の大まかな見込みのもとで保険金支払いに必要な資金を事前に供給することができる**概算払制度**が設けられています。

保険料の積立

わが国は世界有数の地震国ですが、それでも地震災害は他の保険事故に比べると発生頻度が極めて低く、またいったん発生した場合に巨額の損害をもたらすこともある地震について、それがいつ発生するかを予測することは困難です。そのため、**地震保険料は経費部分を除いたすべての額を将来の大規模な地震災害に備えて準備金として積み立てることが地震保険に関する法律により義務付けられています。**さらに、積み立てられた準備金から生じる運用益も全て準備金として積み立てています。

損害保険会社及び当社は地震保険危険準備金として、政府は地震再保険特別会計において政府責任準備金としてそれぞれ積み立てており、平成25年度末の残高は右表のとおりとなっています。

なお、当社は、損害保険会社の再保険料の管理を各社から受託し、当社分と合わせ民間の積立金を一括して管理・運用しています。

(これまで積み立てた準備金の残高を超えて保険金をお支払いする必要がある場合)

政府(地震再保険特別会計)は再保険金の支払いのために借入れをすることができ、円滑に再保険金を支払うことが可能となっています。また、民間の損害保険会社についても、保険金の支払いのために特に必要があるときは、政府が資金のあっせん又は融通に努めることとなっており(地震保険に関する法律第8条)、**巨大地震にも対応できるしくみ**となっています。

当 社	3,780億円
損害保険会社	725億円
政 府	1兆727億円
合 計	1兆5,233億円

(注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。

2. 政府責任準備金については、平成25年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。

平成25年度 再保険金の支払状況

平成25年度の再保険金支払額は、引き続き平成23年東北地方太平洋沖地震の再保険金を中心に、**30,275件**(保険証券の件数ベース)、**220億円**となりました。主な地震等の支払状況は以下のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	再保険金	
			証券件数(件)	支払額(百万円)
1. 平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年 3月 11日	9.0	18,239	14,007
2. 淡路島付近を震源とする地震	平成25年 4月 13日	6.3	2,765	2,224
3. 十勝地方南部を震源とする地震	平成25年 2月 2日	6.5	3,643	1,878
4. 福島県浜通りを震源とする地震	平成25年 9月 20日	5.9	1,930	1,139
5. 三陸沖を震源とする地震	平成24年12月 7日	7.2	1,515	1,097
その他	—	—	2,183	1,666
合計	—	—	30,275	22,014

再保険金支払額上位20地震等

地震保険制度発足以来、再保険金の支払額が多かった上位20地震等は以下のとおりです。

(平成26年3月31日現在)

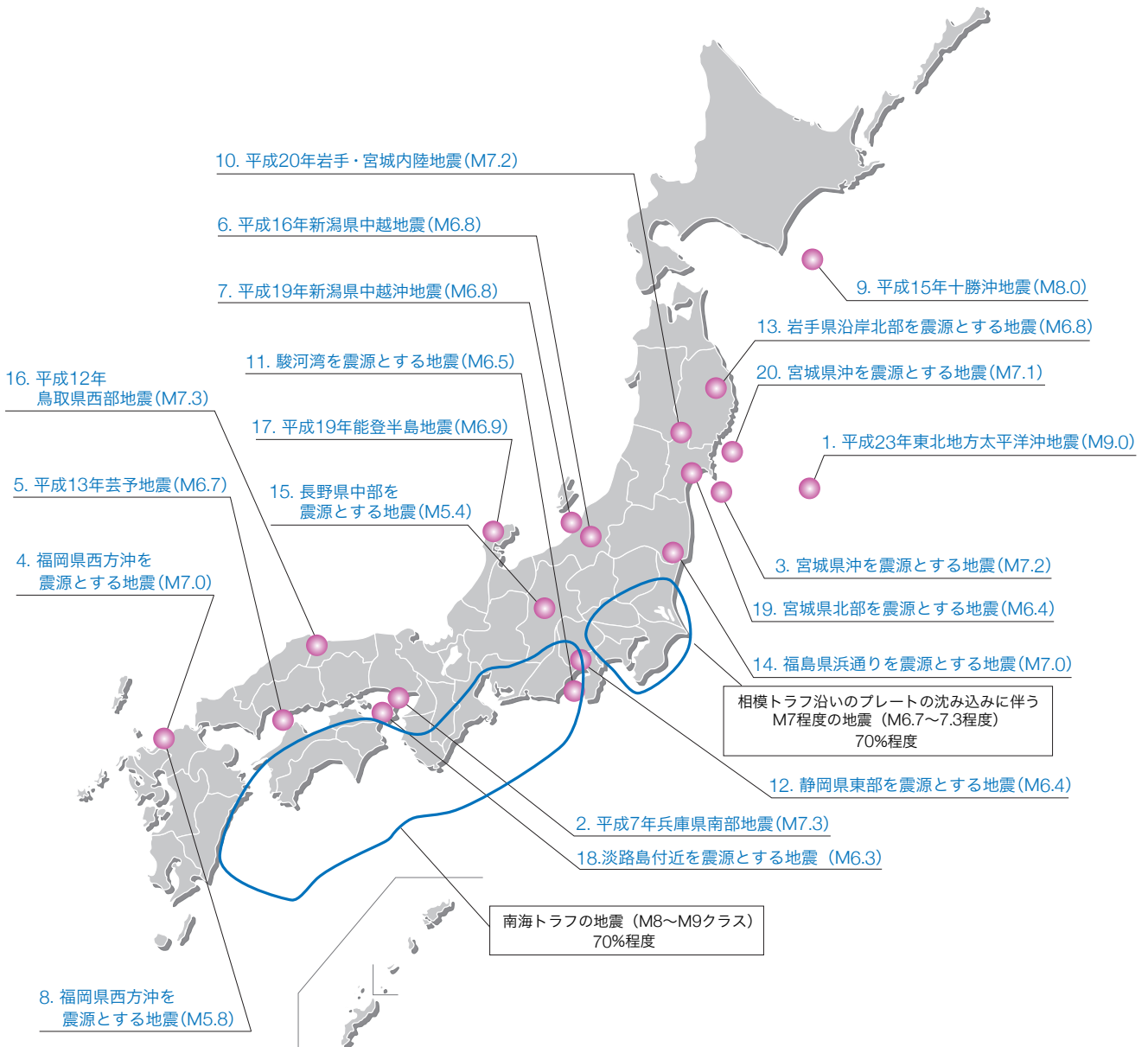
地震名等	発生日	マグニチュード	再保険金	
			証券件数(件)	支払額(百万円)
1. 平成23年東北地方太平洋沖地震	平成23年 3月 11日	9.0	783,031	1,257,911
2. 平成7年兵庫県南部地震	平成 7年 1月 17日	7.3	65,427	78,346
3. 宮城県沖を震源とする地震	平成23年 4月 7日	7.2	30,942	32,321
4. 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月 20日	7.0	22,043	16,951
5. 平成13年芸予地震	平成13年 3月 24日	6.7	24,451	16,941
6. 平成16年新潟県中越地震	平成16年10月 23日	6.8	12,607	14,897
7. 平成19年新潟県中越沖地震	平成19年 7月 16日	6.8	7,863	8,246
8. 福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月 20日	5.8	11,335	6,428
9. 平成15年十勝沖地震	平成15年 9月 26日	8.0	10,552	5,990
10. 平成20年岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月 14日	7.2	8,276	5,545
11. 駿河湾を震源とする地震	平成21年 8月 11日	6.5	9,458	5,131
12. 静岡県東部を震源とする地震	平成23年 3月 15日	6.4	5,155	4,526
13. 岩手県沿岸北部を震源とする地震	平成20年 7月 24日	6.8	7,754	3,972
14. 福島県浜通りを震源とする地震	平成23年 4月 11日	7.0	2,341	3,652
15. 長野県中部を震源とする地震	平成23年 6月 30日	5.4	2,937	3,292
16. 平成12年鳥取県西部地震	平成12年10月 6日	7.3	4,078	2,868
17. 平成19年能登半島地震	平成19年 3月 25日	6.9	3,305	2,731
18. 淡路島付近を震源とする地震	平成25年 4月 13日	6.3	2,765	2,224
19. 宮城県北部を震源とする地震	平成15年 7月 26日	6.4	2,543	2,172
20. 宮城県沖を震源とする地震	平成15年 5月 26日	7.1	2,970	1,918

(注) 1. 「平成23年東北地方太平洋沖地震」は、当時の再保険スキームにより政府は571,455百万円、民間の損害保険会社は686,455百万円を負担しました。

2. 「平成7年兵庫県南部地震」は、当時の再保険スキームにより政府は6,173百万円、民間の損害保険会社は72,173百万円を負担しました。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位20地震等の震源地及びマグニチュードは、下図のとりの分布となっております。地震名に記載の番号は、支払額の順位です。

また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表している相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うM7程度の地震及び南海トラフの地震の震源域と今後30年以内の発生確率を併記しております。



都道府県別の契約状況

(平成26年3月31日現在)

都道府県	世帯数(A) (千世帯)	証券件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) %	都道府県	世帯数(A) (千世帯)	証券件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) %
北海道	2,709	607	4,867,257	22.4	滋賀県	543	135	1,244,728	24.9
青森県	581	110	806,373	19.0	京都府	1,168	309	2,688,867	26.5
岩手県	512	101	857,303	19.8	大阪府	4,090	1,211	10,240,101	29.6
宮城県	937	488	3,886,939	52.1	兵庫県	2,448	584	5,285,767	23.9
秋田県	423	78	656,904	18.4	奈良県	573	153	1,460,171	26.7
山形県	404	75	676,345	18.7	和歌山県	436	102	898,371	23.5
福島県	754	199	1,703,050	26.5	鳥取県	231	49	442,011	21.3
茨城県	1,177	314	2,792,894	26.7	島根県	282	40	371,743	14.2
栃木県	786	192	1,795,249	24.5	岡山県	812	162	1,456,563	20.0
群馬県	803	145	1,269,953	18.1	広島県	1,266	349	3,079,512	27.6
埼玉県	3,057	910	7,579,856	29.8	山口県	654	142	1,285,557	21.7
千葉県	2,684	868	7,292,680	32.4	徳島県	328	86	772,000	26.4
東京都	6,653	2,371	20,271,263	35.6	香川県	424	121	1,127,007	28.5
神奈川県	4,092	1,376	11,640,640	33.6	愛媛県	643	142	1,304,055	22.2
新潟県	869	173	1,529,043	19.9	高知県	351	85	736,548	24.2
富山県	403	76	788,308	19.1	福岡県	2,278	722	5,918,917	31.7
石川県	462	107	924,187	23.3	佐賀県	319	56	494,260	17.7
福井県	283	66	682,591	23.4	長崎県	622	83	682,086	13.5
山梨県	348	98	980,100	28.2	熊本県	751	209	1,830,034	27.9
長野県	843	144	1,494,351	17.2	大分県	522	112	1,006,265	21.4
岐阜県	787	252	2,226,300	32.0	宮崎県	512	117	965,339	23.0
静岡県	1,509	436	4,040,706	28.9	鹿児島県	797	190	1,473,976	23.8
愛知県	3,072	1,188	10,115,758	38.7	沖縄県	591	81	751,134	13.8
三重県	763	202	1,757,971	26.5	全国計	55,577	15,838	136,151,058	28.5

(注) 1. 世帯数は総務省による平成25年3月末現在の統計です。
2. 付帯率は、損害保険料率算出機構による。平成24年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合です。

付帯率(※) 56.5%

大きな地震災害が想定される地域の契約状況

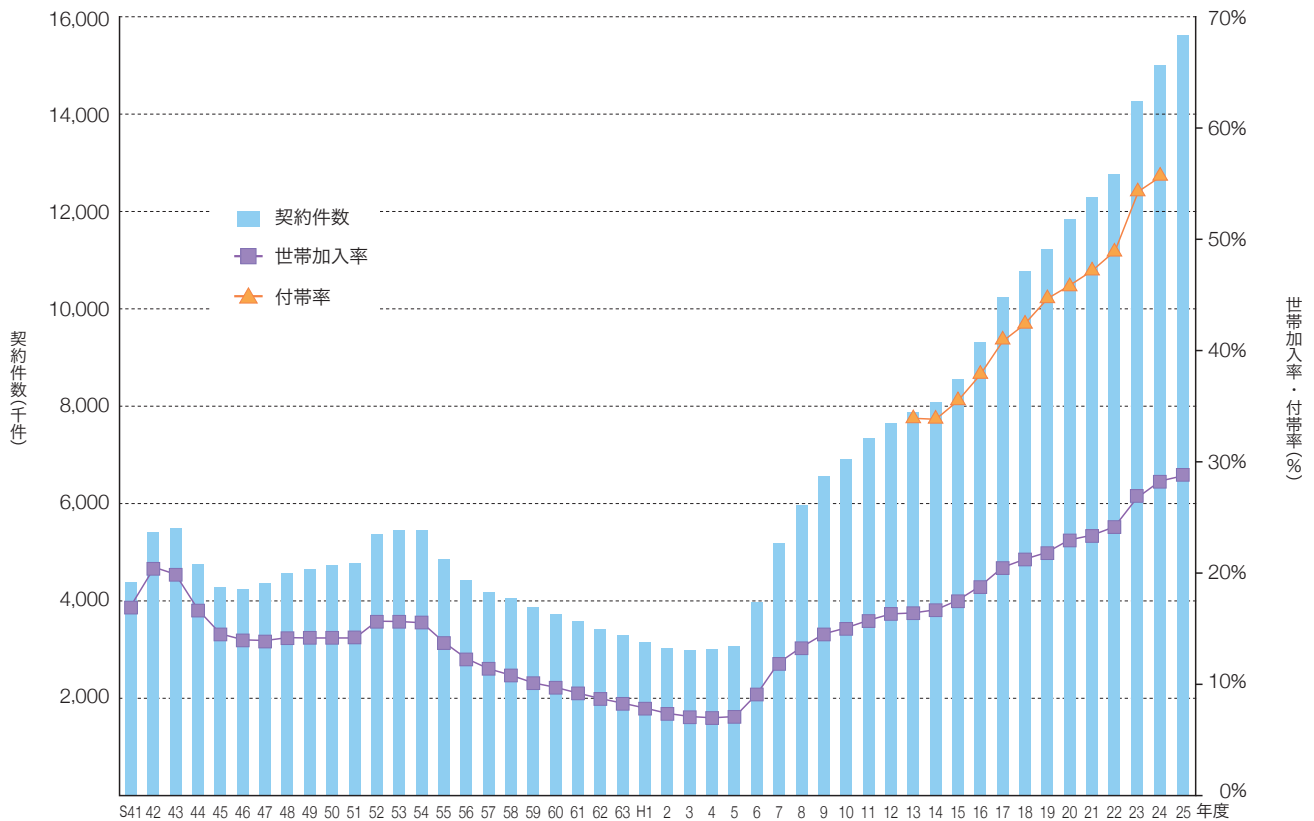
(平成26年3月31日現在)

地震名	世帯数(A) (千世帯)	件数(B) (千件)	保険金額 (百万円)	世帯加入率 (B/A) %	今後30年以内に 発生する確率
関東大地震	25,029	8,047	69,273,455	32.2	ほぼ0%~5%
首都直下地震	17,665	5,841	49,577,335	33.1	70%程度
南海トラフの地震	42,702	12,828	110,545,160	30.0	70%程度

関東大地震(1都10県) : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県
 首都直下地震(1都4県) : 茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
 南海トラフの地震(1都2府26県) : 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(注) 1. 主な被災都県を想定して当社で作成。
2. 今後30年以内に発生する確率は政府の地震調査研究推進本部の「平成26年(2014年)1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値」による。
関東大地震の確率は相模トラフ沿いのM8クラスの地震、首都直下地震の確率は相模トラフ沿いのプレートの沈み込に伴うM7程度の地震の確率としました。

契約状況の推移



	世帯数(A) (千世帯)	証券件数(B) (千件)	世帯加入率 (B/A)%	付帯率 (%)
平成13年度	48,637	7,883	16.2	33.5
平成14年度	49,260	8,078	16.4	33.3
平成15年度	49,837	8,564	17.2	34.9
平成16年度	50,382	9,324	18.5	37.4
平成17年度	51,102	10,246	20.1	40.3
平成18年度	51,713	10,775	20.8	41.7
平成19年度	52,324	11,217	21.4	44.0
平成20年度	52,877	11,841	22.4	45.0
平成21年度	53,362	12,275	23.0	46.5
平成22年度	53,783	12,747	23.7	48.1
平成23年度	54,171	14,088	26.0	53.7
平成24年度	55,577	15,050	27.1	56.5
平成25年度	—	15,838	28.5*	—

(注) 1. 世帯数は総務省による。

2. 付帯率は、損害保険料率算出機構による。各年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合です。

3. 平成20年度以前の証券件数は損害保険料率算出機構による。

※平成24年度の世帯数から算出した暫定値です。

社会活動

当社の取り組み

1 救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時の負傷者救護や平時においても事故で負傷した方や急病者の応急手当に役立てるため、入社時に財団法人東京救急協会「上級救命技能認定」の取得を義務づけています。

2 地域・社会貢献の取り組み

中央区の「花咲く街角ボランティア」や「クリーンデー」に参加し、本社オフィス前の花壇へ草花の植付けとその管理や地域の清掃活動を行っています。

また、社内にて収集した使用済み切手やプリペイドカード等を、中央区福祉協議会に寄贈しています。使用済み切手やプリペイドカード等は、区のボランティア活動事業の資金として役立っています。

その他に、ふれあいボランティア・地域助け合いの全国普及などを行っている(公財)さわやか福祉財団の法人会員となり同財団を支援しています。

社会貢献活動の支援制度としては、最長で1ヶ月間取得できるボランティア休暇を設けています。



3 環境マネジメントシステムの推進

当社では、「環境方針」のもと、環境マネジメントシステムの運用にて、環境保護活動を推進しています。

重点管理項目に①電気の適正利用・②紙の適正使用・③廃棄物の適正処理を特定し、環境負荷軽減を意識して業務に取り組み、各種対策を行っています。

今年度も、ペーパーレス化の推進・コピー用紙使用量の抑制・節電対策・グリーン購入の徹底等を実施し、一層の省エネルギー、省資源及び資源のリサイクルにチャレンジしてまいります。

損害保険業界としての取り組み

当社では、当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害及び犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取り組みは以下のとおりです。

1 交通安全対策

(1)交通事故防止・被害者への支援

自賠償保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：飲酒運転根絶事業支援、病気を原因とする交通事故防止策の検討等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援等

- ・ 救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・ 自動車事故の医療に関する研究支援
- ・ 適正な保険金支払のための医療研修等

(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会やイベントを通じて自転車事故防止を呼びかけています。

③ シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーによる交通事故の増加という状況を踏まえ、自動車保険データの分析結果を踏まえて啓発チラシを作成し、シニアドライバーに安全運転を呼びかけています。

④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、イベント等において本マニュアルを活用し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。



2 防災・自然災害対策

(1) 地域の安全意識の啓発

① 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の促進を図っています。

② 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

子どもたちが実際に身体を動かし、声を出して遊びながら、安全・安心のための「最初の第一歩」を学ぶことができるカードゲーム「ぼうさいダック」を作成し、幼稚園・保育所等での実施を通じて、防災意識の普及に取り組んでいます。

(2) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

① 軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚を目的として防火標語の募集を行い、入選作品を「全国統一防火標語」として使用した防火ポスターを全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示いただくとともに、全国各地の防火意識の啓発・PR等に活用いただいております。

③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップを活用いただき、日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、消費者向けの副読本を作成するとともに、eラーニングコンテンツを損保協会ホームページ上に公開し、啓発活動を進めています。



3 犯罪防止対策

(1) 盗難防止の日(10月7日)の取組み

自動車盗難等に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、2003年から毎年、47都道府県の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

(2) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間事務局として参画し盗難対策に取り組んでいます。また、解体された盗難車部品が不正に国外に持ち出されることを防止するため、輸出時チェックの制度化や盗難されたカーナビの転売・流通の防止について、関係省庁・団体に働きかけを行っています。

(3) 啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考える手引きを作成し、防犯意識の高揚に取り組んでいます。



4 環境問題への取組み

(1) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用し、産業廃棄物を削減するとともに、地球温暖化の原因となっているCO₂の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

(2) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしいだけでなく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、チラシやビデオを作成し、普及に取り組んでいます。

(3) 環境問題に関する目標

地球温暖化対策として、CO₂排出量の削減と、循環型社会の形成に向けた産業廃棄物排出量の削減について、業界として統一目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。



資料編

会社の概要

会社の沿革	42
会社の組織	42
株主・株式の状況	42
株主総会議案	43
役員の状況	44
従業員の状況	45

事業の概況

保険引受の状況	46
資産運用の状況	48
単体ソルベンシー・マージン比率情報	51

経理の状況

計算書類等	53
資産・負債の明細	60
損益の明細	64
時価情報等	66

用語の解説	68
-------	----

資料編

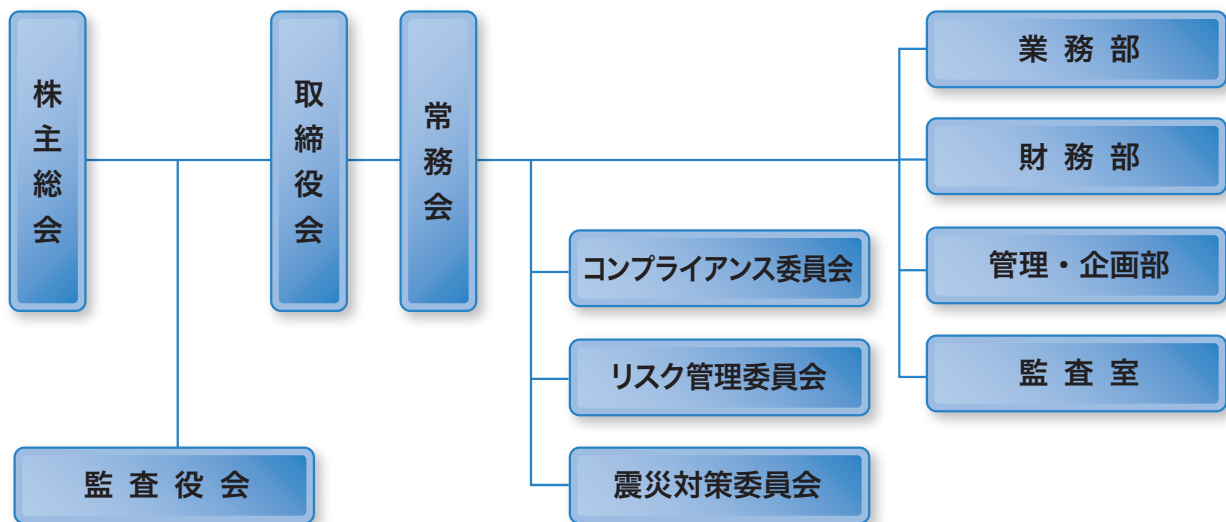
会社の概要

●会社の沿革

昭和 41年 5月30日	国内損害保険会社20社の出資により資本金10億円で東京都千代田区に会社設立
昭和 41年 6月 1日	地震保険事業免許を取得
昭和 41年 6月 1日	営業開始
平成 8年 7月 1日	所在地を東京都中央区に移転

●会社の組織

(平成26年4月1日現在)



●株主・株式の状況

(1)基本事項

(平成26年3月31日現在)

① 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
② 定時株主総会	毎年4月1日から4ヶ月以内に開催
③ 公告方法	電子公告の方法により、< http://www.nihonjishin.co.jp >において掲載しております。

(2)株式状況

① 発行する株式の内容	普通株式
② 発行可能株式総数	2,000,000株
③ 発行済株式の総数	2,000,000株
④ 総株主数	11名

(3)株主

氏名又は名称	所有株式数	持株比率
東京海上日動火災保険株式会社	537千株	26.9%
三井住友海上火災保険株式会社	338千株	16.9%
株式会社損害保険ジャパン	321千株	16.1%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	255千株	12.8%
日本興亜損害保険株式会社	208千株	10.4%
富士火災海上保険株式会社	123千株	6.2%
トーア再保険株式会社	93千株	4.7%
日新火災海上保険株式会社	61千株	3.1%
共栄火災海上保険株式会社	34千株	1.7%
朝日火災海上保険株式会社	8千株	0.4%
セコム損害保険株式会社	7千株	0.4%

(4)資本金の推移

(単位：億円)

年度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
資本金	10	10	10

●株主総会議案**第48期定時株主総会**

第48期定時株主総会を、平成26年6月30日(月)に損保会館16階理事会室において開催しました。報告事項及び決議事項は以下のとおりです。

報告事項 第48期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)事業報告、計算書類報告の件
本件は、上記の報告をいたしました。

決議事項

- 第1号議案 監査役1名補充選任の件
本件は、村島雅人氏が選任され、就任いたしました。
- 第2号議案 退任監査役に対し記念品贈呈の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

● 役員 の 状 況

(平成26年7月1日現在)

役名及び職名	氏名・生年月日	略 歴	担当業務
取締役会長 (代表取締役)	わかばやし しょうぞう 若林 勝三 昭和18年11月23日生	昭和42年 4月 大蔵省(現 財務省)入省 平成7年 5月 同省 国税庁次長 平成9年 7月 沖縄開発庁 振興局長(現 内閣府) 平成10年 6月 沖縄開発事務次官 平成13年 1月 日本証券業協会 常務理事 平成13年 7月 同協会 専務理事 平成16年 6月 当社 取締役会長(現職)	
取締役社長 (代表取締役)	いりえ まさみち 入江 正道 昭和27年7月26日生	昭和51年 4月 大正海上火災保険株式会社 (現 三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成17年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員東北本部長 平成20年 4月 同社 常務執行役員東京企業第一本部長 平成22年 4月 同社 常務執行役員関東甲信越本部長 平成23年 4月 同社 専務執行役員関東甲信越本部長 平成24年 4月 同社 特別顧問 平成24年 6月 当社 取締役社長(現職)	管理・企画部 監査室 コンプライアンス 委員会 リスク管理委員会
常務取締役 (代表取締役)	ば ば ただし 馬場 忠 昭和28年8月7日生	昭和52年 4月 安田火災海上保険株式会社 (現 株式会社損害保険ジャパン)入社 平成20年 7月 株式会社損害保険ジャパン 執行役員経営企画部担当部長 平成20年 9月 同社 執行役員国際企画部(シンガポール駐在) 担当部長兼経営企画部担当部長 平成23年 4月 同社 常務執行役員 平成23年 6月 当社 常務取締役(現職)	業務部 監査室 震災対策委員会 社長補佐(経理)
常務取締役 (代表取締役)	ふし み ひろゆき 伏見 洋之 昭和30年9月7日生	昭和53年 4月 東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社)入社 平成19年 6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 取締役ライフパートナー営業部長 平成20年 6月 同社 常務取締役 平成22年 6月 東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員 平成24年 6月 当社 常務取締役(現職)	財務部 社長補佐(人事)
取 締 役 (非常勤)	なが の つよし 永野 毅 昭和27年11月9日生	昭和50年 4月 東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社)入社 平成25年 6月 東京海上日動火災保険株式会社 取締役社長(代表取締役)(現職) 平成25年 6月 当社 取締役(現職)	
取 締 役 (非常勤)	からさわ やすよし 柄澤 康喜 昭和25年10月27日生	昭和50年 4月 住友海上火災保険株式会社 (現 三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成22年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役社長 社長執行役員(現職) 平成22年 6月 当社 取締役(現職)	
取 締 役 (非常勤)	さくらだ けんご 櫻田 謙悟 昭和31年2月11日生	昭和53年 4月 安田火災海上保険株式会社 (現 株式会社損害保険ジャパン)入社 平成22年 6月 当社 取締役(現職) 平成22年 7月 株式会社損害保険ジャパン 代表取締役社長 社長執行役員(現職)	

役名及び職名	氏名・生年月日	略 歴		担当業務
取締役 (非常勤)	すずき ひさひと 鈴木 久仁 昭和25年9月15日生	昭和48年 4月	大東京火災海上保険株式会社 (現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)入社	
		平成22年 4月	あいおい損害保険株式会社 (現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 代表取締役社長	
		平成22年 6月	当社 監査役	
		平成22年10月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長(現職)	
		平成23年 6月	当社 取締役(現職)	
常勤監査役	しかま たかし 志鎌 敬 昭和25年11月22日生	昭和49年 4月	社団法人日本損害保険協会 (現 一般社団法人日本損害保険協会)入社	
		平成19年 6月	同協会 常務理事	
		平成23年 6月	当社 常勤監査役(現職)	
監査役 (非常勤)	よこやま たかよし 横山 隆美 昭和27年12月18日生	昭和51年 4月	AIU株式会社 (現 AIU損害保険株式会社)入社	
		平成22年 6月	富士火災海上保険株式会社 取締役兼代表執行役社長兼COO	
		平成22年10月	当社 監査役(現職)	
		平成23年 9月	富士火災海上保険株式会社 代表取締役社長兼COO	
		平成23年10月	同社 代表取締役社長兼CEO(現職)	
監査役 (非常勤)	のぐち ともあつ 野口 知充 昭和30年10月4日生	平成7年 12月	東亜火災海上再保険株式会社 (現 トーア再保険株式会社)入社	
		平成24年 6月	トーア再保険株式会社 取締役社長(代表取締役)(現職)	
		平成24年 6月	当社 監査役(現職)	
監査役 (非常勤)	むらしま まさと 村島 雅人 昭和35年3月21日生	昭和57年 4月	日新火災海上保険株式会社入社	
		平成24年 6月	同社 取締役社長(代表取締役)	
		平成25年 4月	同社 取締役社長(代表取締役) 改革推進本部長(現職)	
		平成26年 6月	当社 監査役(現職)	

●従業員の状況

(平成26年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
26名	43.3歳	14.2年	8,215,055円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
 3. 従業員には、使用人兼取締役、退職者、派遣社員を含んでいません。

事業の概況

●保険引受の状況(種目：地震)

(1) 正味収入保険料

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受再保険料		171,223	185,568	197,919
解約返戻金		2,504	2,642	3,271
受再正味保険料 (A)		168,676	182,895	194,628
支払再保険料 (B)		85,005	89,899	102,379
正味収入保険料 (A-B)		83,671	92,996	92,248

- (注) 1. 解約返戻金…受再保険の解約返戻金です。
 2. 受再正味保険料…受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。
 3. 正味収入保険料…受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

(2) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国内契約		100%	100%	100%

(3) 正味支払保険金

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
受再正味保険金 (A)		1,240,600	55,883	22,014
回収再保険金 (B)		1,043,975	24,276	7,003
正味支払保険金 (A-B)		196,625	31,607	15,010

- (注) 1. 受再正味保険金…受再契約の支払保険金から保険金戻入を控除したものです。
 2. 正味支払保険金…受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

(4) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
正味損害率		282.9%	39.2%	18.7%
保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費)		35,677 (551)	38,867 (725)	41,134 (722)
(諸手数料及び集金費)		(35,126)	(38,141)	(40,411)
正味事業費率		42.6%	41.8%	44.6%
合算率		325.5%	81.0%	63.3%

- (注) 1. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率…(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料
 3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(5) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

該当ありません。

(6) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

地震保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩により相殺しているため変動はありません。

(7) 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
保 険 引 受 収 益		272,503	106,333	96,358
保 険 引 受 費 用		271,872	105,420	95,447
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		551	725	722
そ の 他 の 収 支		△79	△186	△188
保 険 引 受 利 益		—	—	—

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

(8) 出再を行った再保険者の数と出再保険料上位5社の割合

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出 再 先 保 険 会 社 の 数		14社	13社	11社
出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合		81.8%	81.9%	81.9%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

(9) 出再保険料の格付け毎の割合

該当ありません。

(10) 契約者配当金

該当ありません。

(11) 期首時点の支払備金(見積額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

地震保険を対象としておりません。

(12) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移

地震保険を対象としておりません。

●資産運用の状況

(1) 資産運用方針

当社は大地震の際には多額の再保険金を迅速に支払う必要があるため、換金性を重視することを大前提とし、これに危険準備金の増加をはかるための収益性を加味して運用することを基本方針としています。また、取引執行部門とは独立したリスク管理部門が各種リスクを把握し、管理しています。

(2) 運用資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
			構成比 %		構成比 %		構成比 %
預貯金		17,190	3.4	25,938	4.8	23,892	4.1
コールローン		30,105	5.9	21,137	3.9	14,634	2.5
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		448,120	88.0	476,979	88.9	525,161	91.0
建物		35	0.0	33	0.0	31	0.0
運用資産計		495,450	97.3	524,088	97.6	563,719	97.6
総資産		509,498	100.0	536,808	100.0	577,305	100.0

(3) 利息及び配当金収入と運用資産利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
			利回り %		利回り %		利回り %
預貯金		83	0.69	32	0.18	23	0.09
コールローン		46	0.05	8	0.05	7	0.04
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		6,983	1.43	4,549	0.96	3,248	0.66
建物		—	—	—	—	—	—
合計		7,113	1.20	4,589	0.90	3,279	0.61

(注) 運用資産利回り(インカム利回り) … 資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

(4) 資産運用利回り(実現利回り)

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %	分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %	分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %
預貯金		83	12,074	0.69	32	17,636	0.18	23	24,974	0.09
コールローン		46	94,217	0.05	8	18,067	0.05	7	19,385	0.04
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券		9,127	488,267	1.87	4,548	473,767	0.96	3,346	490,629	0.68
公社債		3,253	273,696	1.19	1,711	325,550	0.53	1,054	356,649	0.30
株		-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券		5,874	214,570	2.74	2,837	148,217	1.91	2,292	133,980	1.71
その他の証券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物		-	37	-	-	35	-	-	33	-
金融派生商品		8,358	-	-	△2,836	-	-	△7,336	-	-
その他の		△10,599	-	-	2,783	-	-	7,691	-	-
合計		7,016	594,596	1.18	4,536	509,507	0.89	3,731	535,023	0.70

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

2. 金融派生商品は主に為替予約、その他は主に外貨建債の為替に係る損益です。当社では外貨建債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等を行っています。

(5) (参考)時価総合利回り

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度			平成24年度			平成25年度		
		分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %	分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %	分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %
預貯金		83	12,074	0.69	32	17,636	0.18	23	24,974	0.09
コールローン		46	94,217	0.05	8	18,067	0.05	7	19,385	0.04
買入金銭債権		-	-	-	-	-	-	-	-	-
金銭の信託		-	-	-	-	-	-	-	-	-
有価証券		5,349	496,699	1.08	4,067	478,421	0.85	2,182	494,802	0.44
公社債		1,821	277,057	0.66	1,666	327,480	0.51	898	358,533	0.25
株		-	-	-	-	-	-	-	-	-
外国証券		3,527	219,641	1.61	2,401	150,940	1.59	1,284	136,268	0.94
その他の証券		-	-	-	-	-	-	-	-	-
貸付金		-	-	-	-	-	-	-	-	-
建物		-	37	-	-	35	-	-	33	-
金融派生商品		8,358	-	-	△2,836	-	-	△7,336	-	-
その他の		△10,599	-	-	2,783	-	-	7,691	-	-
合計		3,237	603,029	0.54	4,055	514,160	0.79	2,567	539,196	0.48

(注) 1. 時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)+(当期末評価差額※-前期末評価差額※)+繰延ヘッジ損益増減
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額※+売買目的有価証券に係る前期末評価損益

※税効果控除前の金額による。

2. 金融派生商品は主に為替予約、その他は主に外貨建債の為替に係る損益です。当社では外貨建債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等を行っています。

(6) 海外投融資

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
			構成比 %		構成比 %		構成比 %
外貨建							
	外国公社債	55,435	35.1	36,347	28.2	70,357	49.7
円貨建							
	外国公社債	102,638	64.9	92,494	71.8	71,164	50.3
合	計	158,073	100.0	128,842	100.0	141,522	100.0
海外投融資利回り							
	運用資産利回り(インカム利回り)		2.19%		1.91%		1.71%
	資産運用利回り(実現利回り)		2.74%		1.91%		1.71%
	(参考)時価総合利回り		1.61%		1.59%		0.94%

(注) 「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る資産について、「(3)利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)」、「(4)資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

●単体ソルベンシー・マージン比率情報（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率）

（単位：百万円）

区分	年度	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
(A)	単体ソルベンシー・マージン総額	357,917	381,954
	資本金又は基金等 価格変動準備金	1,619	1,536
	危険準備金	5	5
	異常危険準備金	—	—
	一般貸倒引当金	352,830	378,041
	その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	—	—
	土地の含み損益	3,184	2,370
	払戻積立金超過額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手 段等のうち、マージンに参入されない額	—	—
	控除項目	—	—
	その他	277	—
(B)	単体リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2+R5+R6}$	447,267	221,459
	一般保険リスク(R1)	—	—
	第三分野保険の保険リスク(R2)	—	—
	予定利率リスク(R3)	—	—
	資産運用リスク(R4)	10,497	11,017
	経営管理リスク(R5)	8,769	4,342
	巨大災害リスク(R6)	428,000	206,100
(C)	単体ソルベンシー・マージン比率 {(A)/[(B)×1/2]}×100	160.0%	344.9%

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しております。

●単体ソルベンシー・マージン比率

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」（表の(B)）に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：表の(A)）の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」（表の(C)）です。
- ・単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度から算出にかかる法令等が改正されています。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

① 保険引受上の危険 ： (一般保険リスク) <small>※家計地震保険を除く</small> (第三分野保険の保険リスク)	保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く。)
② 予定利率上の危険 ： (予定利率リスク)	積立型保険について実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
③ 資産運用上の危険 ： (資産運用リスク)	保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
④ 経営管理上の危険 ： (経営管理リスク)	業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
⑤ 巨大災害に係る危険 ： (巨大災害リスク)	通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつではありますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

当社は、「地震保険に関する法律」に基づき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

経理の状況

● 計算書類等

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等について、平成24年度は新日本有限責任監査法人、平成25年度はあらた監査法人の監査を受けています。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)	科目	年度	平成24年度 (平成25年3月31日現在)	平成25年度 (平成26年3月31日現在)
		金額	金額			金額	金額
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		25,938	23,892	保険契約準備金		466,407	502,854
預貯金		25,938	23,892	支払準備金		4,927	3,579
コーポレート		21,137	14,634	責任準備金		461,480	499,274
有価証券		476,979	525,161	受託金		55,127	59,243
国債		328,071	378,735	その他負債		9,325	10,502
社債		20,065	4,904	再保険借		6,250	7,636
外国証券		128,842	141,522	未払法人税等		175	214
有形固定資産		117	84	預り金		5	3
建物		33	31	未払金		240	128
その他の有形固定資産		84	52	金融派生商品		2,653	2,518
無形固定資産		232	158	退職給付引当金		120	116
ソフトウェア		231	156	役員退職慰労引当金		14	18
その他の無形固定資産		1	1	賞与引当金		21	20
その他資産		12,316	13,375	特別法上の準備金		5	5
再保険貸		9,962	11,519	価格変動準備金		5	5
未収金		223	—	地震保険評価差額金		4,152	2,996
未収収益		1,155	1,690	繰延税金負債		—	3
預託金		50	47	負債の部合計		535,175	575,761
仮払金		287	61	(純資産の部)			
金融派生商品		608	55	資本金		1,000	1,000
金融商品等差入担保金		28	—	利益剰余金		625	542
繰延税金資産		86	—	利益準備金		1	1
				その他利益剰余金		624	541
				特別積立金		17	17
				価格変動特別積立金		39	39
				繰越利益剰余金		567	484
				自己株式		△5	△5
				株主資本合計		1,619	1,536
				その他有価証券評価差額金		13	7
				評価・換算差額等合計		13	7
				純資産の部合計		1,633	1,544
資産の部合計		536,808	577,305	負債及び純資産の部合計		536,808	577,305

平成25年度の注記事項

1. 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法

- (1) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
- (2) 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額については、税効果控除前の額を、保険業法施行規則別紙様式に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しております。それ以外の評価差額については、税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っておりますが、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法により行っております。

4. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。

5. 外貨建の資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理・企画部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

なお、当期は引当の対象となる資産がないため計上を行っておりません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当期末要支給額を計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員の賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に算出しております。

(5) 価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

7. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は再保険金の支払いに備え、価格変動リスク・信用リスク・流動性リスクの小さいこと、即ち健全性を第一義とし、これに収益性を加味した資産運用を行っております。このため当社が保有する金融資産は、主に内外の高格付の短中期債であり、各リスクについては定期的に時価や信用情報を把握、管理しております。デリバティブ取引は、主に外貨建債券の為替変動リスクに対する先物為替予約で、実需の範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
①現金及び預貯金	23,892	23,892	—
②コールローン	14,634	14,634	—
③有価証券 其他有価証券	525,161	525,161	—
資産計	563,688	563,688	—
④デリバティブ取引(※) ヘッジ会計が適用され ていないもの	(2,463)	(2,463)	—
デリバティブ取引計	(2,463)	(2,463)	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

①現金及び預貯金

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

②コールローン

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

③有価証券

時価は期末日の市場価格等に基づいており、日本証券業協会の売買統計参考値、外部業者(外部ベンダー、ブローカー)から提供された価格によっております。

④デリバティブ取引

取引先の金融機関から提示された価格によっております。

(※)その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

8. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
9. 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を累積して積み立てております。
10. 有形固定資産の減価償却累計額は、132百万円であります。
11. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	5,144 百万円
同上に係る出再支払備金	1,565 百万円
差 引	3,579 百万円
12. 繰延税金資産の総額は87百万円、繰延税金負債の総額は3百万円であります。なお、評価性引当額として全額を繰延税金資産の総額から控除しております。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、退職給付引当金35百万円、未払事業税21百万円、未払地方法人特別税15百万円であります。繰延税金負債の発生の原因は、その他有価証券評価差額金3百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額は776円66銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計は1,544百万円、普通株式に係る純資産額は1,544百万円、普通株式の当期末株式数は1,988千株であります。
14. 当事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
15. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
		金額	金額
経常収益		110,370	104,703
保険引受収益		106,333	96,358
正味収入保険料		92,996	92,248
積立保険料等運用益		3,369	2,761
支払備金戻入額		9,967	1,348
資産運用収益		4,031	8,339
利息及び配当金収入		4,589	3,279
有価証券売却益		—	100
為替差益		2,809	7,712
その他運用収益		1	8
積立保険料等運用益振替		△3,369	△2,761
その他経常収益		5	6
経常費用		110,176	104,509
保険引受費用		105,420	95,447
正味支払保険金		31,607	15,010
損害調査費用		4,892	2,230
諸手数料及び集金費		38,141	40,411
責任準備金繰入額		30,779	37,794
資産運用費用		2,865	7,368
有価証券売却損		0	2
金融派生商品費用		2,836	7,336
その他運用費用		27	29
営業費及び一般管理費		1,273	1,289
その他経常費用		617	404
支払利息		617	404
経常利益		193	194
特別利益		0	—
価格変動準備金戻入額		0	—
特別損失		0	0
固定資産処分損		0	0
価格変動準備金繰入額		—	0
税引前当期純利益		194	194
法人税及び住民税		199	184
法人税等調整額		△9	92
法人税等合計		189	277
当期純利益／純損失(△)		4	△82

平成25年度の注記事項

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	194,628 百万円
支払再保険料	102,379 百万円
差引	92,248 百万円

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	22,014 百万円
回収再保険金	7,003 百万円
差引	15,010 百万円

3. 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	△2,527 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△1,179 百万円
差引	△1,348 百万円

4. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	23 百万円
コールローン利息	7 百万円
金融商品等差入担保金利息	0 百万円
有価証券利息	3,248 百万円
計	3,279 百万円

5. 金融派生商品費用中の評価損益は2,463百万円の損であります。

6. 1株当たりの当期純損失は41円63銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は82百万円、普通株式に係る当期純損失は82百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株であります。

7. 当期末における法定実効税率は33.33%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は142.60%であり、この差異の主な内訳は、評価性引当額42.53%、危険準備金有税繰入額の損金不算入額101.58%、危険準備金に係る広告宣伝費用損金算入額△37.05%であります。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成24年度 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)	平成25年度 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
		金額	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益(△は損失)		194	194
減価償却費		104	134
支払備金の増減額(△は減少)		△9,967	△1,348
責任準備金の増減額(△は減少)		30,779	37,794
受託金の増減額(△は減少)		6,061	4,115
退職給付引当金の増減額(△は減少)		15	△4
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△1	4
賞与引当金の増減額(△は減少)		1	△0
価格変動準備金の増減額(△は減少)		△0	0
利息及び配当金収入		△4,589	△3,279
有価証券関係損益(△は益)		0	△98
為替差損益(△は益)		△8,518	△6,790
有形固定資産関係損益(△は益)		0	0
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		△380	△1,104
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△673	1,272
その他		2,974	404
小計		16,001	31,294
利息及び配当金の受取額		5,342	4,088
法人税等の支払額		△160	△130
営業活動によるキャッシュ・フロー		21,182	35,252
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)		4,500	—
有価証券の取得による支出		△559,847	△628,856
有価証券の売却・償還による収入		538,680	585,053
その他		—	28
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		△16,666 (4,516)	△43,774 (△8,522)
有形固定資産の取得による支出		△87	△0
その他		△148	△25
投資活動によるキャッシュ・フロー		△16,902	△43,801
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		4,280	△8,548
現金及び現金同等物期首残高		31,795	36,075
現金及び現金同等物期末残高		36,075	27,526

平成25年度の注記事項

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(平成25年3月31日現在) (平成26年3月31日現在) (単位：百万円)

現金及び預貯金	25,938	23,892
コールローン	21,137	14,634
有価証券	476,979	525,161
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	△11,000	△11,000
現金同等物以外の有価証券	△476,979	△525,161
現金及び現金同等物	36,075	27,526

- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(4) 株主資本等変動計算書

平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		評価 ・換算 差額等 合計
			特別 積立金	価格変 動特別 積立金	繰越 利益 剰余金						
当期首残高	1,000	1	17	39	563	620	△5	1,615	16	16	1,631
当期変動額											
当期純利益					4	4		4			4
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									△2	△2	△2
当期変動額合計					4	4		4	△2	△2	1
当期末残高	1,000	1	17	39	567	625	△5	1,619	13	13	1,633

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益 準備金	利益剰余金			利益 剰余金 合計	自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金		評価 ・換算 差額等 合計
			特別 積立金	価格変 動特別 積立金	繰越 利益 剰余金						
当期首残高	1,000	1	17	39	567	625	△5	1,619	13	13	1,633
当期変動額											
当期純損失					△82	△82		△82			△82
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									△5	△5	△5
当期変動額合計					△82	△82		△82	△5	△5	△88
当期末残高	1,000	1	17	39	484	542	△5	1,536	7	7	1,544

平成25年度の注記事項

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
合計	2,000,000	—	—	2,000,000
自己株式				
普通株式	11,400	—	—	11,400
合計	11,400	—	—	11,400

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1株当たり配当金		—	—	—
1株当たり当期純利益／純損失(△)		△2.52円	2.14円	△41.63円
配当性向		—	—	—
1株当たり純資産額		820.30円	821.18円	776.66円
従業員1人当たり総資産額		19,596	19,881	22,204

(注) 1. 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。

2. 1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出しています。

3. 従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しています。

●資産・負債の明細

(1) 預貯金

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
預貯金		17,190	25,938	23,892
(普通預金)		(1,690)	(8,908)	(3,832)
(定期預金)		(15,500)	(17,030)	(20,060)

(2) 商品有価証券・同平均残高・同売買実績

該当ありません。

(3) 有価証券の内訳

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末	
			構成比 %		構成比 %		構成比 %
国債		248,634	55.5	328,071	68.8	378,735	72.1
地方債		—	—	—	—	—	—
社債		41,411	9.2	20,065	4.2	4,904	0.9
株式		—	—	—	—	—	—
外国証券		158,073	35.3	128,842	27.0	141,522	26.9
その他の証券		—	—	—	—	—	—
貸付有価証券		—	—	—	—	—	—
合計		448,120	100.0	476,979	100.0	525,161	100.0

(4) 有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公 社 債	0.83	0.53	0.27
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	2.19	1.91	1.71
	そ の 他 の 証 券	—	—	—
	合 計	1.43	0.96	0.66
資産運用利回り (実現利回り)	公 社 債	1.19	0.53	0.30
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	2.74	1.91	1.71
	そ の 他 の 証 券	—	—	—
	合 計	1.87	0.96	0.68
(参考)時価総合利回り	公 社 債	0.66	0.51	0.25
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	1.61	1.59	0.94
	そ の 他 の 証 券	—	—	—
	合 計	1.08	0.85	0.44

(注) 公社債は、「国債」「地方債」及び「社債」の合計です。

(5) 有価証券残存期間別残高

平成24年度末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
国 債	210,396	26,392	45,992	27,203	18,085	—	328,071
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	17,655	2,410	—	—	—	—	20,065
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	39,581	48,224	28,613	12,422	—	—	128,842
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—
貸 付 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	267,633	77,027	74,605	39,626	18,085	—	476,979

平成25年度末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	合 計
国 債	246,622	31,744	50,414	41,312	1,052	7,587	378,735
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,302	2,601	—	—	—	—	4,904
株 式	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	31,138	89,794	20,589	—	—	—	141,522
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—
貸 付 有 価 証 券	—	—	—	—	—	—	—
合 計	280,063	124,141	71,004	41,312	1,052	7,587	525,161

(6) 業種別保有株式

当社では株式の保有実績はありません。

(7) 貸付金関係

貸付金の残存期間別の残高、担保別貸付金残高、用途別の貸付金残高及び構成比、業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合、規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合、貸付金償却額は該当ありません。

(8) リスク管理債権

該当ありません。

(9) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

(10) 債務者区分に基づいて区分された債権

該当ありません。

(11) 資産の自己査定

当社は、資産の自己査定を行い、保有資産を個別に検討して、回収の危険性または価格の毀損の危険性の度合いに従って区分しています。平成26年3月末における分類資産(Ⅱ～Ⅳ分類)は発生しておりません。

(12) 有形固定資産

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
土 地		—	—	—
(営 業 用)		(—)	(—)	(—)
(賃 貸 用)		(—)	(—)	(—)
建 物		35	33	31
(営 業 用)		(35)	(33)	(31)
(賃 貸 用)		(—)	(—)	(—)
建 物 仮 勘 定		—	—	—
(営 業 用)		(—)	(—)	(—)
(賃 貸 用)		(—)	(—)	(—)
計		35	33	31
(営 業 用)		(35)	(33)	(31)
(賃 貸 用)		(—)	(—)	(—)
リ ー ス 資 産		—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産		8	84	52
合 計		43	117	84

(13) 未収再保険金

該当ありません。

(14) 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

(15) 保険契約準備金

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
支 払 備 金		14,895	4,927	3,579
責 任 準 備 金		430,700	461,480	499,274
(危 険 準 備 金)		(331,499)	(352,830)	(378,041)
(未 経 過 保 険 料 積 立 金)		(97,686)	(107,140)	(119,727)
(払 戻 積 立 金)		(1,514)	(1,509)	(1,505)
合 計		445,595	466,407	502,854

(16) 責任準備金積立水準

対象とする契約がありません。

(17) 引当金明細表

平成24年度

(単位：百万円)

区 分	平成23年度末残高	平成24年度増加額	平成24年度減少額	平成24年度末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
特 定 海 外 債 権 引 当 金 勘 定	—	—	—	—
退 職 給 付 引 当 金	104	20	4	120
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	15	4	5	14
賞 与 引 当 金	19	21	19	21
価 格 変 動 準 備 金	6	—	0	5
合 計	146	45	30	161

平成25年度

(単位：百万円)

区 分	平成24年度末残高	平成25年度増加額	平成25年度減少額	平成25年度末残高
一 般 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
個 別 貸 倒 引 当 金	—	—	—	—
特 定 海 外 債 権 引 当 金 勘 定	—	—	—	—
退 職 給 付 引 当 金	120	19	23	116
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	14	4	0	18
賞 与 引 当 金	21	20	21	20
価 格 変 動 準 備 金	5	0	—	5
合 計	161	44	45	161

(18) 資本金等明細

P59の株主資本等変動計算書をご参照ください。

● 損益の明細

(1) 有価証券売却益

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国債等		1,116	—	100
外国証券		1,247	—	—
合計		2,364	—	100

(2) 有価証券売却損

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国債等		145	—	2
外国証券		75	0	—
合計		220	0	2

(3) 有価証券評価損

該当ありません。

(4) 固定資産処分益

該当ありません。

(5) 固定資産処分損

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
土地		—	—	—
建物		—	—	—
その他の有形固定資産		0	0	0
合計		0	0	0

(6) 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
人件費		11,636	1,031	496
物件費		29,330	4,881	2,773
税金		228	252	249
諸手数料及び集金費		35,126	38,141	40,411
合計		76,322	44,307	43,931

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。このうち損害調査費は元受会社の損害調査に係る費用で、地震発生の状況により変動します。火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金、保険契約者保護機構に対する負担金は該当ありません。

(7) 減価償却費明細表

平成24年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成24年度 償却額	償却累計額	平成24年度末残高	償却累計率 %
有形固定資産					
建物	101	2	68	33	66.9
（営業用）	(101)	(2)	(68)	(33)	(66.9)
（賃貸用）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の有形固定資産	179	10	94	84	52.9
計	280	12	162	117	58.0
無形固定資産					
ソフトウェア	558	91	327	231	58.7
その他の無形固定資産	1	0	0	1	12.2
計	560	91	328	232	58.5
合計	841	104	490	350	58.3

平成25年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	平成25年度 償却額	償却累計額	平成25年度末残高	償却累計率 %
有形固定資産					
建物	101	2	70	31	68.9
（営業用）	(101)	(2)	(70)	(31)	(68.9)
（賃貸用）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
その他の有形固定資産	115	32	62	52	54.1
計	217	34	132	84	61.1
無形固定資産					
ソフトウェア	562	100	405	156	72.1
その他の無形固定資産	1	0	0	1	12.7
計	563	100	405	158	72.0
合計	780	134	538	242	68.9

●時価情報等

(1) 金融商品関係

金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項については、「貸借対照表の注記7 (P54～55)」をご参照ください。

(2) 有価証券関係

① 売買目的有価証券
該当ありません。

② 満期保有目的の債券
該当ありません。

③ その他有価証券

平成24年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	公 社 債	199,878	201,819	1,941
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	98,536	101,028	2,492
	そ の 他	—	—	—
	小 計	298,414	302,848	4,433
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	公 社 債	146,373	146,317	△56
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	30,463	27,813	△2,649
	そ の 他	—	—	—
	小 計	176,837	174,131	△2,705
合	計	475,251	476,979	1,727

平成25年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	公 社 債	190,481	192,232	1,750
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	121,335	127,001	5,665
	そ の 他	—	—	—
	小 計	311,817	319,233	7,415
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	公 社 債	191,429	191,407	△21
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	14,561	14,520	△40
	そ の 他	—	—	—
	小 計	205,990	205,928	△62
合	計	517,808	525,161	7,353

④売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	平成24年度			平成25年度		
	売却額	売却益	売却損	売却額	売却益	売却損
その他有価証券	100	-	0	7,541	100	2

(3) 金銭の信託

該当ありません。

(4) デリバティブ取引情報

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(イ) 通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成24年度末				平成25年度末			
		契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売 建								
	米 ド ル	1,644	-	△328	△328	28,819	-	△564	△564
	ユ ー ロ	30,272	921	△1,687	△1,687	36,703	-	△1,899	△1,899
合 計			△2,016	△2,016			△2,463	△2,463	

(注) 1. 上記記載以外の通貨関連のデリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しています。
2. 時価の算定方法 為替相場は先物相場を使用しております。

(ロ) 信用関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	平成24年度末				平成25年度末			
		契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引 以外の取引	クレジット デリバティブ 取引買建	4,346	-	△28	△28	-	-	-	-
合 計				△28	△28			-	-

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格によっています。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

用語の解説

あ行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の対象が建物の場合、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

受再保険会社

出再保険会社から、再保険契約を引き受ける保険会社のことをいいます。

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険と区別するために使われます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

業務勘定

地震保険の再保険取引及び政府、損害保険会社へ出再後の当社保有分を管理する勘定をいいます。

警戒宣言

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)にもとづく警戒宣言のことで、内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、地震に対する警戒体制を執るよう公示等をするかたちになっています。

警戒宣言が発せられた場合、「地震保険に関する法律」にもとづき、地震防災対策強化地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約の引受け及び既契約分の契約金額の増額はできないかたちになっています。なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、契約金額が同額以下であれば、継続して契約できます。

さ行

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行わなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するとき支払う保険料のことをいいます。

再保険金

再保険を引き受けた保険会社(受再保険会社)が再保険を出した保険会社(出再保険会社)に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険手数料

受再保険会社が出再保険会社へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称しています。

地震保険評価差額金

地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額をいいます。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

受託金

当社から損害保険会社へ出再した保険料は当社で管理運用しており、その運用益も含めた金額を受託金といます。なお、受託金に対する損害保険会社側の勘定科目は地震保険預託金です。また、受託金を管理する勘定を受託金勘定といます。

出再保険会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

主要構造部

地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造体力上主要な部分をいいます。なお、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

正味支払保険金

支払った保険金から回収した再保険金を控除した金額をいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した金額をいいます。

責任限度額

地震保険では、1回の地震、津波、噴火の保険金支払に対する当社、損害保険会社及び政府の負担額が決まっています。それぞれが責任を負担する最大の金額を責任限度額とといいます。それぞれの責任限度額の合計額は総支払限度額と一致しています。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全損

地震保険における全損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等によって政府及び保険会社が支払う保険金の最大支払額である総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目的に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険料に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

大数の法則

個々に見れば偶然な事柄でも、多数についてみれば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。サイコロを振って1の目が出る割合は、振る回数を極めて多くすれば、1/6に近づきます。火災、交通事故、傷害なども、それぞれ非常に多数の家、車、人について考えると、一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎になっています。

ます。地震は被害が全くない年がある一方、一度発生すると突発的に異常巨大な被害をもたらす特徴を持っており、大数の法則にのりにくいといわれています。

超過損害額再保険特約

支払い保険金の総額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

特約再保険

出再保険会社と受再保険会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めがなされ、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的かつ包括的に再保険される契約をいいます。

は行

半損

地震保険における半損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた地及び時における保険の対象の価額をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負います。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の対象

保険を付ける目的物のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま行

元受保険会社(元受社)

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といいます。

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約とといいます。

日本地震再保険の現状2014

平成26年7月発行

日本地震再保険株式会社
管理・企画部

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4階

URL: <http://www.nihonjishin.co.jp>

Email: kikaku@nihonjishin.co.jp

Tel: 03-3664-6078

本紙は保険業法第111条にもとづいて作成しました。



日本地震再保険株式会社

<http://www.nihonjishin.co.jp>